特定非営利活動法人
SAAJ 日本システム監査人協会報

協会支部活動（特集）

九州支部活動状況の報告

No.693　福田 啓二

九州支部長の福田です。支部特集ということで、九州支部の活動状況、支部会員の声のご紹介をまとめてみました。最初に活動報告と11月のITC大分との合同勉強会の報告、その後支部会員の声をお伝えします。

●月例会

九州支部では毎月、月例会を実施しています。

支部会員の研究・検討・報告事項の発表を中心にしています。以下に各月の主要事項を記します。これらとは別に、秀嶋弘行氏による「映像情報メディア学会誌からのトピック解説」が恒例になっています。

（各回の主要発表事項）

★第162回（1月24日　参加11名）
「JRMSによるリスク分析の手順」　（行武）
★第162回（2月21日　参加13名）
「ISMS認証基準Ver2.0に対する要望」など　（行武）
「InternetWeek 2003参加報告および、日本セキュリティ監査協会設立シンポジウム参加報告」　（福田）
★第164回（3月20日　参加15名）
「欧州評議会サイバー犯罪条約に対する国内法の対応について」　（行武）
★第165回（4月22日　参加16名）
「システム監査の諸問題」の解説　（守田）
※月例会後、守田氏の論文集記念会開催
★第166回（5月22日　参加18名）
「システム監査基準・管理基準（案）の意見」　（行武、諸藤、福田、守田）
「システム監査学会第18回研究大会」報告　（諸藤、福田）
★第167回（6月24日　参加14名）
「改正下請法の説明」　（佐々木）
「システム監査人協会近畿支部4月研究会報告」　（佐々木）
★第168回（7月24日　参加15名）
「リスクアセスメントの事例」　（行武）
「プライバシーマーク審査」　（舩津）
★第169回（8月21日　参加16名）
「システム監査基準説明会および、経済産業分野における個人情報保護ガイドライン説明会の報告」　（舩津）
★第170回（9月25日　参加13名）

棚橋大臣へのお祝い言上の訪問報告

NPO日本システム監査人協会事務局

当協会会員で、衆議院議員の棚橋泰文氏が、このたびの内閣改造で、内閣府の特命大臣（科学技術政策、食品安全、情報通信技術（IT）各担当）に就任されました。

10月19日午後、内閣府に、宮川会長、橘和副会長、鈴木（信）がお訪ねし、お祝いと今後の協会へのお力添えをお願いし、快くお受けいただきました。国会開会中で、ご多忙のところでしたが、事務所のご担当にもご協力いただきました。　以　上

広報担当　鈴木信夫（記）

目　次

ページ
協会支部活動（特集）……1
　九州支部　中四国支部　近畿支部　中部支部
　北信越支部　東北支部　北海道支部
事例研究会 d 社報告……22
システム監査講演会報告……26
新事務局移転顛末記……30
第9回理事会議事録……34
第5回システム監査実践セミナー
　受講者募集のご案内……38
新規入会者一覧……40
第107回月例研究会報告……18
システム監査実践セミナー報告……25
会員が書いた文献紹介……28
新入会員の声……32
公認システム監査人名簿の公開と
　得意分野の追加掲載について……36
編集後記……40

「ITC Conference 2004 の概要」 (藤平)
「個人情報保護に関する経済産業分野及び通信事業分野ガイドラインの主な相違点」 (行武)
「システム監査学会、個人情報保護専門監査人資格認定講座の受講報告」 (舩津、福田)
★第 171 回 (10 月 23 日 参加 8 名)
「内部監査基準の概要」 (諸藤)
「個人情報の保護」 (溝田)
★ITC 大分＆日本システム監査人協会九州支部合同勉強会 (11 月 6 日 参加 12 名)
「システム監査・セキュリティ監査の動向」 (福田)
「ITC カンファレンス 2004 トピックおよび、ダウンサイジング事例」 (藤平)
「個人情報保護に関する概要 Q&A」 (加藤)

●出版・論文など

★「会計事務所のためのプライバシーマーク・ISMS」(エイチアンドアイ発行 ¥2,000) (1 月 羽生)
ISMS 審査員など幅広い顔をお持ちの会計事務所長の羽生正宗氏の会計事務所向けの解説書。P マーク、ISMS のポイントがわかりやすくまとめられています。

★論文集「システム監査の諸問題」(3 月 守田)
守田昭彦氏のこれまでのシステム監査に関する論文を収録したもの。システム監査年表も付随していて、システム監査の歴史を知る上でも貴重なものです。(ただし非売品)

★「情報資産の意義についての問題点」
システム監査学会ニュース No98 寄稿
http://www.sysaudit.gr.jp/News/NO98.pdf (9 月 行武)
行武郁博氏の今年度のテーマの一つである、情報資産の定義に関する調査報告

●講演など

★「情報セキュリティと個人情報保護」
ITC 実践研究会 (講師 福田)
(10 月 17 日 13:00-17:00 大阪市産業創造館)

課題として、会員が 50 名をこえた今でも、活動が福岡近郊に偏っていること、活発な支部内活動に比べ、対外活動 (オープンセミナーや他団体とのジョイントなど) が進んでいないことがあげられ、その点の活発化が今後の活動のひとつのテーマです。 (福田)

ITC 大分、SAAJ 九州支部合同勉強会

No.1035 梶屋 博史

九州支部では、さる 11 月 6 日に IT コーディネータ協会大分支部 (ITC 大分) との合同勉強会を大分にて開催しました。参加者のうち SAAJ 会員は大分在住の 5 名 (うち 4 名は ITC 大分の会員でもある) ＋福岡から福田支部長他 2 名の計 8 名、ITC 大分からは 4 名の計 12 名でした。

冒頭、福田支部長より SAAJ の紹介があった後、早速勉強会に入りました。

テーマとしては、SAAJ と ITC で共通に興味が持てるものとして
・システム監査・セキュリティ監査の動向
・個人情報保護に関する概要、Q&A
・ITC カンファレンス 2004 トピック
の 3 を取り上げました。

今回はホームの福岡を離れ、さらに他団体との初の合同勉強会ということでしたが、両団体の重複メンバーがいることもあり、終始和やかに話が進みました。

今後も年に何度かはメンバー在住の他県に足を伸ばしたり、他団体とのコラボレートを行ったりして、楽しく有意義に勉強が出来ればと思います。

最後に、開催にあたっては SAAJ の藤平実さんや ITC 大分の皆様にご尽力いただきました。また (株)OEC 様には研修室を提供していただきました。紙面をお借りしてお礼申し上げます。

九州支部に参加して

No.1222 大谷 雲平

2003 年の 1 月に入会させていただきました。入会の動機が不純だったためか、支部の皆様のバイタリティあふれる活動に付いて行けず、いまだに「ままこ」(私が育った地方の方言で、幼すぎて遊びのルールが分からないまま周囲で走り回っている子供のこと) のままです。支部のバイタリティなのか、個々人のバイタリティなのかも、よく理解できていません。他の支部のことはもっと知りませんが、九州支部のメーリングリストはたぶん活発なほうなのではないかと思います。会員数も少なく、家族的な雰囲気であるおかげでしょう。私自身は、本来の不純な動機はさておいて、種々の情報源として利用させていただいております。いわゆる ROM 状態ですが、とりあえずそれが許されている間、ぬらりくらりと ROM 会員を続けさせていただこうと思います。福田支部長のご尽力と皆様の寛大なお心に感謝。

九州支部に参加して

No.1310 富永 佳奈

システム監査には2002年春に合格しました。その後、2003年夏に九州支部の定例会を見学させて頂いたことがきっかけとなり入会しました。ところが、最初は定例会に出ても内容が理解できず、つい休みがちでした。今年の春ぐらいから毎月出席したところ、だんだんと話していることが分かるようになってきました。

メーリングリストでは九州でのセミナーなどの情報が頻繁に流れるため、今までは知らずに逃していたセミナーに参加することができるようになりました。お蔭様で監査の知識が少しずつ身についてきたためか、職場でも内部監査を出来るようにと業務命令を受けてしまいました。

協会のシステム監査実践セミナーにも参加させて頂き、初めて監査の手順が体験できました。九州支部は支部長はじめ皆さんが勉強家で、定例会でも積極的に発表されたり発言されたりと、とても活発です。私にとって九州支部の定例会は、知識とエネルギーの吸収の場となっています。これからも定例会には積極的に参加し、今の職場の内部監査人になることが私の目標です。

業務活動と支部活動

No.1017 中溝 統明

私は、お客様情報システムのLCMを基軸とするトータルサービスプロバイダに勤務し、九州支部の月例会書記をしております。

ご承知のように情報システムにおいては、ネットワークインフラの進化により、現場は「どこでも、いつでも」と利用度が高まる一方、ウィルスや不正アクセス等の脅威、同時にモラルの貧弱さによる情報の改ざん、破壊、漏えい等が現実となり、このような重大な被害を受ける危機が従来と比べものにならないほど迫っており、情報システムの「安全、安心、安定」を求められているのが事実です。

さて、支部の活動に参加させていただき、業務で直面しているこの事実から『システム監査』の重要性を改めて強く感じております。

主な支部活動である月例会は、毎月十数名の参加があり、いつも和やかな雰囲気です。ところが、日頃熱心な方々からシステム監査関連事項の研究・調査や最新情報の報告がなされ、そこに問題提起がありますと、参加された方々ほぼ全員で多様な立場・実務経験から、口角泡を飛ばす建設的な討論が始まります。

特に、法制度、監査制度や仕組みがいろいろ創設されているこの頃は、討論に一層の熱が入っている状況です。これは、『システム監査』の必要性、役割を企業や行政・公共機関に認知させたいという支部の方々の熱意の表れです。

最後に、私は討論を傾聴するばかりですが、この月例会を通じて研鑽と実績を積み重ねたく継続参加しております。また、このような研修の場が協会の尽力を受けて、九州の各地で開催される日が近いことを望みます。

私がみた九州支部

No.714 平山 克己

長崎市在住の平山克己です。漁業会社でシステム管理業務に従事しています。早いもので私が九州支部の月例会に参加するようになって8年半が過ぎました。(入会までの経緯は協会HP：会員のページ内の合格体験記をご覧下さい。)

月例会に参加する前は、『すごい人ばかりで自分ひとりだけ浮いてしまうだろうな。』と緊張していました。実際に参加してみるとやっぱりすごい人ばかりでした。しかし、みなさんが気軽に声をかけてくれてすぐにうち解けました。その後は、月例会や忘年会などでいろいろな話をするようになり、今では九州支部の存在は私の心のよりどころです。

『すごい人ばかり』とはどういうことか一言で言うと、みなさんがそれぞれの分野のプロフェッショナルだということです。その上でシステム監査の重要性を認識され、その普及発展に尽力されています。一人一人の紹介は紙面の都合でできませんが、私はみなさんからギブ・アンド・テイクならぬテイクばかりで過ごしてきました。監査関連は言うに及ばずシステム関連、会計全般、法律分野などたくさん教えていただきました。また、最近は公私にわたって相談したり、励まされたりしております。

今後は九州支部にギブ＝貢献できるように我が身を叱咤していきます。みなさんの活躍を知れば知るほど『俺はこのままでいいのだろうか？』と自問自答する今日このごろです。

九州支部に参加して

No.828 平山 公一

最初に、九州支部の特徴を述べます。

1. 九州各地から会員が、福岡市に月一回、毎回10人以上遠い所から集まる。
   (これはスゴイことです！) 時には、大分、長崎へ会員が出かけていくこともある。
2. 参加している年代は、30代～70代まで幅広いが、特別違和感がなく、自由な雰囲気の中で議論がされる。なお、発表テーマは各自が

自由に選んで発表しており、幅広いテーマで発表がある。
3. 退会者が異常に少なく、参加しているメンバーは九州支部のネットワークを大事にしている。また、年1回十適時、飲み会があり、メンバーの交流に一役かっている。
4. 九州支部独自のメーリングリストがあり、これで活発な議論がなされ、九州地区以外に転勤された人も、退会することなく継続して参加している。とにかく結束が固い！

私は、遅まきながら40才を過ぎてから、将来のためと自分の技術のスキルアップのため、情報処理資格を取得し始めました。高度の中から自分の得意な”プロジェクトマネジャー”から受験し、その後、苦労しながら高度情報処理の資格を2つ合格し、その後、昔から憧れていた”システム監査”に挑戦し、45才で無事に合格しました。さて、合格してしばらくしてから、今の支部長の福田さんから九州支部参加へのお誘いがあり、恐る恐る参加することになったのが、7年前の事です。

最初は、会合の雰囲気を堅く感じ、やはり”システム監査”の人達だなあと妙な点で感心したものです。しかし、発表資料や議論の中身は、充分調査され、自分の考えも交えたものであり、受験参考書でシステム監査を勉強しただけの自分にとっては、なかなか刺激的な内容でした。

最初は、月一回ということで、気楽に参加していましたが、そのうち、自分でも何かテーマを選んで発表したいと思い、“インターネット上の著作権”、“官公庁の不正アクセスについて”等々を発表しました。ところが、この支部会での発表はなかなか大変で、仕事から帰った後や休日は、インターネットからの情報収集、関連図書を読むなど、資料作りに追われました。なお、九州支部での発表時は、みなさん真剣に資料を読んでくれ、有り難かった思い出があります。

それに、一番良かったのは、発表資料をまとめる事で、それまでよりも一歩踏み込んだ見方ができ、また、資料のまとめ方、分かりやすい文書の作り方、発表の仕方等々の貴重な経験をすることができた事です。

この苦労しながらも、自ら進んで支部で発表をしたことで得られた事は多く、技術面ばかりでなく、文書作成を含めたプレゼン能力が向上し、その後の技術士受験の時にかなり役だったと思います。それにしても、システム監査には素人に近い自分の発表に、真剣に議論をして頂いた九州支部の皆さんに感謝すると共に、自由に発表ができる支部の雰囲気は今後も継続してもらいたいと考えています。

私が九州支部に参加して早7年が過ぎましたが、この間に、インターネットは世の中のインフラになり、世の中はずいぶん変わってきたと思います。なお、OECDは「情報セキュリティ・ガイドライン」(2002年改訂版)を発表しましたが、この中で、「セキュリティ文化」を提唱しています。なお、今回の改訂のポイントは以下になっています。
1.「セキュリティ文化」という新しい概念を導入し情報システムやネットワークにおけるセキュリティの意識の促進(啓発)を図った。
2. 従来のガイドラインでは、主として情報システムを対象としていたが、情報通信ネットワーク社会を前提とした内容になっている。
3. 個人も含めて情報セキュリティに関わるすべての参加者が責任を負うことを規定している。

従来クローズされていた情報システムが、インターネットの影響でオープン化が加速され、私たちの生活の中の隅々に情報システムが入ってきている現代は、個人情報漏洩等も含め”セキュリティ”の重要性が益々高まっています。システム監査も時代の流れを機敏に察知し、これまで以上に、一般の人も含め身近なものにする必要性を感じています。

なお、セキュリティも含めた情報技術を分かりやすく解説したものが少ない為、私は、IT・セキュリティ等の情報を、より分かりやすく紹介した、メルマガ“ITライフの羅針盤”を、月2回発行しています。なお、これは自分の勉強にもなっており、今後も継続していきたいと考えています。九州支部の皆さん、今後ともよろしくお願いします。

九州支部を語る
「外から見る九州支部」

No.231 中谷 正明

私は仕事柄、立場上かなり多くの団体(殆ど全て任意団体)に属している。

3年前にフリーの身となって以降は特にその数が増えた。属する団体は例外なく(いや正確には一つを除いて)MLを会員相互の連絡手段として活用している。その中の一つにシステム監査人協会九州支部がある。生まれて初めて九州(福岡)に単身赴任した時から九州支部のメンバーに加えて頂き、大阪に帰任後もお願いして今日に至るまでMLに残していただいている。

私の属する幾つかのMLの中でも、九州支部のそれは極め付きの活発さと居心地のよさで群を抜いた存在である。何故だろう？理由を考えているうちにハタ！と気がついた。日頃、私はチームワークの大切さを仕事上説いているが、九州支部のMLは「良いチーム」の条件にピタリと合致しているのである。良いチームとは①活発なコミュ

ニケーションで支えられている。②相互啓発が盛んである。③相互理解と相互信頼の風土が定着している。・・・などなど。

福田支部長の情報発信のボリュームがとに角凄い。それを受けた会員の皆様のタイムリーな反応の数々、殆ど ROM 状態の私もこのやり取りを受けて幾度刺激を与えられ啓発された事か、情報のトリガーを幾度と無く頂き、随分恩恵に浴しております。

九州支部の皆様のお許しを願える間は今後とも ML の一員に加えて頂きたいものと密かに期待している不精者の日頃のお礼を兼ねたコメントでした。

ここまでの支部活動のご紹介とは別に、これまでの九州支部の活動を文字通りリードしてこられたお二人（行武郁博氏、守田昭彦氏）にも直近の課題について寄稿して頂きました。（福田）

「雇用管理に関する個人情報の保護について」

No.307 行武 郁博

平成 17 年 4 月 1 日の個人情報保護法の全面実施に備え、現在、官庁や業界団体における個人情報保護関連の指針やガイドライン等の整備が進みつつあり公表もされている。ここでは、平成 16 年 7 月 1 日に厚生労働省が告示した「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱を確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（以下雇用管理指針という）に注目したい。雇用管理に関する個人情報は、労働者個人情報、従業員個人情報、あるいはインハウス情報ともいわれている。（以下、労働者個人情報という）従来、個人情報保護の焦点は顧客個人情報に当てられ、個人情報といえば顧客個人情報であった。労働者個人情報は論議の対象から除外され、法令やガイドライン等でも直接の対象とされないかあるいは対象外とされてきたのであり、当を得た扱いとはいえなかった。雇用管理指針でようやくではあるが対象とされたことは大いに意義のあることである。法では区別されてはいないが、個人情報には顧客個人情報と労働者個人情報の 2 種類があるとの認識を持つべきであろう。

労働者個人情報には、本人の履歴、病歴、賞罰、給与は勿論家族状況等機微な、また、本人の人格に関わる多くの情報を含んでおり、顧客個人情報とは質的にも異なるともいえる。従って、顧客個人情報にも増して厳格な保護管理体制が望まれるところである。今後、個別法の制定をも視野に入れた対応が必要ではないだろうか。

雇用管理指針では、個人情報の利用目的、安全管理措置、委託、労働組合の役割等について適切な取り扱いを企業に求めているが、つぎの 3 点は特に留意すべき点であると思う。

第 1 点は用語の定義の「労働者等」についてである。「労働者等」には、労働者のみでなく求職者、過去に求職者であった者、退職者を含んでいるということである。従って、労働者個人情報の保護は求職者や退職者まで範囲をひろげる必要があるということである。第 2 点は労働組合の関与である。労働者個人情報の取扱について、企業が保有個人データの開示等重要な事項を決定する場合における組合との事前協議が挙げられている。これは、国際基準である「労働者の個人データの保護に関する実施コード」（ILO コードという）に基づいていると思われる。ILO コードでは、労働者の集団的権利として、労働者の代表が労働者の個人情報の保護にかかわりを持つべきことが期待されているのである。第 3 点は個人情報取扱事業者以外の事業者にも個人情報取扱事業者に準じた雇用管理指針に基づく適正な取扱いが求められていることである。労働者個人情報には機微なまた人格にかかわる多くの情報が含まれていることを考慮すれば当然のことであろう。個人情報の取扱い件数で当該指針の適用、不適用を云々すべき問題ではないと思われる。

経済産業省が作成した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野のガイドライン」において雇用管理指針の内容が調整事項として、そのすべてではないが、取り込まれている。現在のところでは、公表されている各業界のガイドラインではこの雇用管理指針を取込んで規定したものはまだ見かけない。雇用管理に関する個人情報はすべての業界等に存在するものである。今後、この雇用管理指針を取り込んだガイドラインがすべての業界等で作成され、そのガイドラインに基づき各企業等が個人情報保護関連の規程を作成することが望まれる。

「新システム監査基準の制定について」

No.170 守田昭彦

1985 年に制定されたシステム監査基準がこの 10 月に改訂・公表された (以下新システム監査基準という)。これは昨年 4 月、経済産業省から情報セキュリティ監査制度が制定公表された時点から、相互の調整を図るため、検討されていたものである。

新システム監査基準は、構成を管理基準と監査基準の 2 階層として、情報セキュリティ監査制度と整合させた。両者の相違点は、対象が「情報システム」と「情報資産」、観点が「リスクコントロール」と「セキュリティ」で異なっ

ていること。監査項目で新システム監査基準には「情報戦略」が入っていることだとされる。しかし、実質は監査項目を除いてそれほど相違があるとは考えられない。なぜ、このような利用者、実施者(監査人)を混乱させる状態となったのか、私的意見を述べる

従来のシステム監査基準は、情報システムが社会の基盤に成長すると共に、その有効性に反比例した、脆弱性に伴う障害が大きな問題となってきた。その対策として、安全性、信頼性を高め、もって情報システムの健全性を高めることを目標に制定された。しかし、この趣旨は徹底せず、逆に利用者のコンピュータを一層活用したいという要望からくる、有効性・戦略性の観点からの対応のみシステム監査が活用されてきた。そんな状況の中、政府系情報システムまでハッカーに侵害される事件が発生し、システム監査では、こういった事態に対応できないというのが、情報セキュリティ監査制度制定の背景である。

果たして、システム監査基準が時代に無効であったのだろうか。情報システムの発展は著しい。たしかに監査項目にない事項も出てくる。しかし、私は基準が悪いのではなく、監査のやり方に問題があったと考える。いかに規定が厳密に整備されていても、現場でそのことが実行されていなければ効果は表れない。現場の視点が欠けたシステム監査のやり方に問題があったと私は考える。

二つの情報システム監査基準ができ(業態別等さらにたくさんの規程があるが)、制度は充実したが、システム監査のやり方が変わらない限り、情報システムの健全性の向上は期待薄である。

中四国支部活動報告

ー本年度の問題点と来期の抱負ー

中四国支部長　高田裕史

●本年度の活動内容を要約すると以下にまとめることが出来ます。

① 中国支部から中四国支部への名称変更
② 個人情報保護に関する勉強会及び事例発表
③ 広島でのシステム監査実践セミナーの開催
④ 近畿・中部・北信越・中四国の4支部合同支部会

1. 中国支部から中四国支部への名称変更について

支部長就任時、「名称が中国支部であるが、実質的に四国も含まれている」という内容のメールを四国の支部員の方から受取りました。定例会で参加者と検討した結果、名称を変更する方向性で決まり、本部に依頼して変更するに至りました。

2. 個人情報保護に関する勉強会及び事例発表について

2005年4月に施行される「個人情報保護法の第4章以降」に向けて、外部から講師をよび、個人情報保護のために事前に整備すべき事項等を検討しました。また、会社での実際の取り組み状況の事例を発表して頂き、対応の必要性を再認識しました。

3. 広島でのシステム監査実践セミナーの開催について

当協会の事例研究会が行うシステム監査実践セミナーが、中四国で開催されたことがないということで、本部担当者と連絡を取り合いながら開催に至りました。中四国支部では実際にシステム監査を行った事が無い会員が多く、システム監査を体験できるチャンスが出来たことが成果といえます。また、参加できなかった支部員のために、セミナーの報告会を支部会で行いました。

4. 近畿・中部・北信越・中四国の4支部合同支部会について

中四国支部会員の方が近畿支部長からこのお話を頂き、相談の結果、合同支部会として開催させて頂くことになりました。その支部員の方には中四国支部の広報担当になって頂き、今後も合同支部会等の開催に積極的に参加させて頂く予定です。開催が京都であったことや、実践セミナーとほぼ同時期の開催であったため、参加できなかった支部員も多く、この内容については、支部会で報告して頂きます。

●本年度の反省点

本年度の反省点を要約すると以下にまとめることが出来ます

① 支部員間での情報交換、特に広島以外の会員との情報交換が少ない
② 中四国においてシステム監査を実践できる場が少ない
③ 中四国においてシステム監査の認知度・普及率が低い

●来期に向けて

本年度の反省点を考慮し、中四国支部では以下を実践したいと考えます。

① 支部員間での情報交換を活発にする
② 希望する支部員がシステム監査を実践できる機会をつくる

③ 認知度の向上、普及率の向上に向けた具体的なアクションを行う

①に関しては、中四国支部は中四国という広い範囲をカバーしている支部であり毎回支部会に参加することが困難な支部員もいます。雑談レベルでは四国で中四国支部会の開催をしてはどうか等の意見もでています。また、メーリングリスト等も積極的に活用することで今以上に情報交換が可能になると考えています。②・③に関しては中四国支部だけの問題ではないかもしれませんが、中四国で事例研究会を立ち上げる話が持ち上がっています。実現は1年では無理な話ですが、実現の方向性に向けて具体的なアクションを起こしていく予定です。また機会がありましたらこの場にて報告させて頂こうと思っています。

システム監査の認知度の向上、普及について

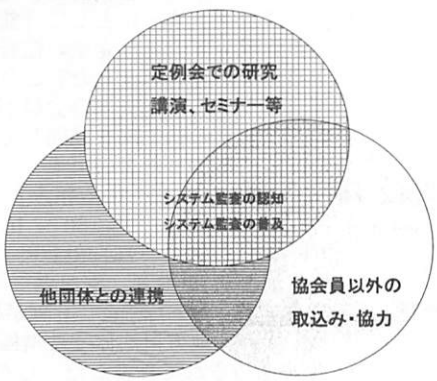

●まとめ

中四国ではまだシステム監査の認知度・普及が他地域に比べて遅れているのが現状です。システム監査の認知度を向上させるためには、「システム監査が企業の役に立つもの」であることを多くの企業のマネジメント層等にアピールしていく必要があります。他支部では色々な特色ある活動を行っているように見受けられます。我々、中四国支部においても今後、今以上に活動を活発化させ、システム監査を通じて企業・自治体等に貢献できる活動を行っていきたいと考えています。

近畿支部の最近の活動

支部長　石島　隆

■ 最新　システム監査セミナー（公認システム監査人継続教育対象セミナー）

主　催　日本システム監査人協会近畿支部
システム監査学会近畿地区システム監査研究会
情報システムコントロール協会大阪支部

後　援　近畿経済産業局、ITコーディネータ協会、ITC近畿会、ITC京都、ITC兵庫会

場　所　松下IMPビル　会議室

受講料
主催団体・後援団体会員　2,000円（税込み）
上記会員以外の方　4,000円（税込み）

日　時　平成16年6月5日（土）
13：00～17：00

テーマ1　地方自治体の情報セキュリティ監査

講　師　敦賀市役所企画部情報管理課課長（兼）IT推進室長
川端　純一氏　（当協会会員）

テーマ2　新システム監査・管理基準の解説

講　師　監査法人トーマツ　エンタープライズリスクサービス部
シニア・マネジャー　丸山　満彦氏　（ISACA大阪支部会長）

参加者数　会員及び後援団体会員103名、非会員5名、講師2名、役員・スタッフ8名

参加者合計　118名

一　言　初めての3団体合同セミナーでした。企画・運営は当支部で行いました。

http://www.saaj.or.jp/shibu/kinki/keizoku20040606.html

■ システム監査・情報セキュリティ監査基礎セミナー

日　時　平成16年9月18日（土）
13：00～17：00

場　所　大阪府商工会館　会議室

受講料　4,000円（税込み）

講　師　日本システム監査人協会理事
喜多　陽太郎氏

受講者数　21名

一　言　システム監査の啓蒙・普及という協会のミッションにとって重要なセミナーと考え毎年開催しています。アンケート結果も好評でした。

http://www.saaj.or.jp/shibu/kinki/keizoku2004091.html

■ 第87回定例研究会
日 時 平成16年10月13日（水）
18：30～20：30
場 所 大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室
テーマ 「情報システムの運営管理の実際」
講 師 （株）アプライドテクノ 取締役企画管理部長 蒲田 卓恭氏
参加者数 講師含め20名
一 言 今回から協会会員の参加費を無料にいたしました。
http://www.saaj.or.jp/shibu/kinki/kenkykai087.html

■「グローカリゼーションとシステム監査」セミナー（四支部合同研究会）
1. 開催の趣旨等
グローカリゼーションとは、グローバルな視点を持ってローカルに行動することを意味しています。これは、グローバルな交流・連携とともに、地域主体の経済活動の活性化が必要なことを表しています。
今回のセミナーは、新しい「システム監査基準」・「システム管理基準」について、グローバルな視点と地域社会・地域経済発展の視点を関連させて考えるセミナーとし、統一テーマに「グローカリゼーションとシステム監査」を掲げました。
講演の内容は、システム監査に関連する実践的知識を提供するものであり、システム監査関係者のみならず、中小企業や地方公共団体のITコーディネータの方々にも有用な情報と討議の機会を提供することができました。
2. セミナー概要 (htt://www.saaj.or.jp/shibu/4shibu_godo_kenkyu.html)
(1) 開催日時
平成16年10月30日（土）
13：30～18：00（4時間30分）
(2) 開催場所
三井寺円満院門跡 (http://www.enmanin.jp/)
（〒520-0036 滋賀県大津市園城寺町33番地）
(3) 主催者
特定非営利活動法人日本システム監査人協会近畿支部（主催者代表）
同協会中部支部、北信越支部、中四国支部（共催）
(4) 後 援
経済産業省近畿経済産業局
特定非営利活動法人ITコーディネータ協会
特定非営利活動法人ITコーディネータ京都
ITC近畿会
ITC兵庫会
(5) テーマ及びスケジュール
統一テーマ「グローカリゼーションとシステム監査」
円満院門跡（重要文化財等）
見学（13：30～14：00）
主催者挨拶 日本システム監査人協会
近畿支部長 石島 隆（14：00～14：10）
講演1 「新しいシステム管理基準に基づく、中国企業へのソフトウエア発注のための監理基準（サブコントロール）の検討－中国科学院訪問とその後－」（14：10～15：20）
山田 隆氏（北信越支部）
日本規格総合研究所 企画室 室長（NTTソフトウエア株式会社より出向中）
概要 本講演では、新しい「システム管理基準」を基本に中国のソフトハウスにソフトウエア開発を依頼する場合の監査のチェックポイントを検討し、更に詳細なサブコントロールとして「監理基準」を作成して受発注企業の監査に適用する提案が行われました。これは、中部支部及び北信越支部の会員が、本年3月に北京の科学院を訪問して発表した内容に追加したものです。
講演2 「地方自治体のIT化への取組み」
（15：30～16：40）
津田 博氏（近畿支部）滋賀県 県民文化生活部IT推進課 副参事
概要 2001年1月に「e-japan」計画が掲げられて以降、地方自治体では積極的にIT化が進められてきました。しかしながら、住民サービス及び行政効率化について、ITの能力が充分に発揮されているとはいえません。本講演では、各自治体及び滋賀県での代表的な取組みについて紹介した上で、現在の課題とその対策についての解説が行われました。
講演3 「保証型システム監査とグローカリゼーション」 （16：50～18：00）
石島 隆（近畿支部）大阪成蹊大学 現代経営情報学部 助教授
概要 新しい「システム監査基準」では、情報セキュリティ監査制度と同様に保証型監査が取り入れられましたが、これを実施するには整備すべき課題が多くあります。海外の動向を見ると、米国では企業改革法に基づいて、公開企業に公認会計士による内部統制の検証が義務付けられました。本講演では、国際的動向を考慮した上で、わが国企業の組織・制度の状況に合った保証型監

査をどのように導入していけばよいかについての提案が行われました。

[一言] それぞれの講演の後、活発な質疑応答が行われ、システム監査の現状と課題をグローカルな視点から考え直す機会となりました。

(6) セミナーの対象者

① システム監査関係者（外部監査人、内部監査人等）
② ITコーディネータ、ITコンサルタント
③ 地方公共団体の情報システム企画・開発および監査関係者
④ システム企画・開発関係者　など

(7) 参加費

① 研究会＋懇親会＋宿泊　12,000円（税込み）
（精進料理の夕食、懇親会費、宿泊費、朝食含む）
② 研究会＋懇親会（精進料理の夕食を含む）　6,000円（税込み）
③ 研究会のみ　1,000円（税込み）

3. 参加者の実績

主催団体・後援団体会員35名、講師3名、役員・スタッフ3名
参加者合計41名

中部支部報告

ー今年度の活動と課題ー

No.6037　大野　淳一

＜今年度の活動方針＞

今年度中部支部では、中部という組織や地域の枠を越えて他支部やSAAJ以外の情報処理関係団体、さらには海外の組織とも積極的に交流を図るといった方針に基づき活動してきました。中部支部だけでは人や予算の制約の中でできることは限られますが、各方面の組織、人材と協調すれば、わずか数十人の組織でも社会に十分貢献できるだけの大きな動きになると考えております。

＜北京訪問・各種セミナー＞

3月には中部支部を中心に他支部会員や日本システムアナリスト協会会員等で北京訪問団を結成し、中国科学院計算技術研究所他と中国北京市にて日中ソフトウェア産業発展交流会を行いました。

6月には富山市にて中部北陸地区情報処理団体研究会を、北信越支部、日本システムアナリスト協会中部支部と共同で開催し、また、10月には滋賀県大津市にて開催された4支部合同（近畿、中部、北信越、中四国）の研究会「グローカリゼーションとシステム監査セミナー」に参加しました。11月にはソフトピアジャパン（岐阜県大垣市）にて、恒例のマルチメディア＆ＶＲメッセ協賛セミナーを日本システムアナリスト協会中部支部と共同で開催しました。これらはいずれも一般公開のセミナーです。

＜研究開発部の設置＞

こうした活動を内容面でもさらに充実させるために今年度から中部支部に研究開発部を設置しました。北京訪問の際には、研究開発部の国際取引研究チームにて論文を作成し、中国科学院計算技術研究所との交流会、その後の例会及び研究会にてプレゼンを行いました。短期間で高品質な活動ができることがわかった反面、メンバーのボランティアに頼らざるを得ないために、参加メンバーにかなりの負荷がかかり、活動も長く継続していくことが難しいと感じています。しかしながら、北京訪問の成果については、何とか最後までまとめあげて次のステップに発展させていきたいと思います。

＜例会ー活動の中心ー＞

中部支部の活動の中心は、奇数月に開催される例会とその総括である合宿です。例会では支部会員が講師となり発表を行います。例会や合宿時の机の配置は、議論を促しやすい口型であり、懇親会は毎回必ず行われます。一緒に酒を飲み食事をしながら本音で議論をする中で築かれた信頼関係が中部支部の原点であり、その中から出てきたアイデアをフットワーク軽く次々と実現させていくのが中部支部らしいところだと思います。多様な考えを受け入れられる、初めて参加する方や久しぶりに参加する方が疎外感を感じることなく気軽に議論に参加できるような雰囲気づくりをいつも心がけたいと思います。

＜課題＞

中部支部の活動は、支部会員のボランティアに頼るところが大きい。活動が盛んになるにつれ、さまざまな組織や会員外の方との交流が盛んになるにつれ、運営責任も大きくなり、支部会員の作業負荷も大きくなります。特定の人に負荷が集中しないように、どのようにして多くの人の参加を促し負荷を分散するか、本部とどのように連携を図るかなど今後の課題と認識しています。

また、中部支部として以前「公認システム監査人制度創設記念セミナー」を開催して公認システム監査人の認知度向上のための活動もしました。支部会員からも公認システム監査人の資格を取得したが特にメリットを感じられないなどの声も聞かれます。中部支部としても今後こうした声に応えていきたいと考えます。

＜今年度のイベント＞
■1月17日　中部支部総会（名古屋市）
■3月13日　例会（名古屋市）
「安全で便利なネットワークの推進について」（鈴木春洋氏）
「アーンド・バリュー・マネジメント」（萬代みどり氏）
■3月18日～3月21日　日中ソフトウェア産業発展交流会」（中国北京）
中国科学院計算技術研究所発表テーマ
「北京市ソフトウェア産業について」
「蘇州国家ハイテク産業開発区」
「肇慶ソフトウェア国際化センター」
SAAJ中部北京訪問団発表テーマ
「日中ソフトウェア産業の発展に向けての提言ーシステム監査の視点よりー」
■5月15日　例会（大垣市）
「日中ソフトウェア産業の発展に向けての提言」（若原達朗氏）
「北京訪問団の4日間」（植野真由美氏）
■6月19日　中部北陸地区情報処理団体研究会in富山2004
「日中ソフトウェア産業発展に向けての提言」（大野淳一氏）
「リスクアプローチによる監査」（白井正氏）
「情報戦略とITガバナンス」パネルディスカッション（岡田博基氏、下谷幸信氏、鈴木恵美子氏、関口幸一氏、若原達朗氏）
「バランススコアカード」（関口幸一氏）
「電子カルテシステムの現状」（山口一人氏）
■9月18日例会（浜松市）
「ディザスタ・リカバリ入門」（高間正俊氏）
「プライバシーマークへの遠い道のり」（茨木晴之氏）
■10月30日4支部合同研究会「グローカリゼーションとシステム監査」セミナー
「新しいシステム管理基準に基づく、中国企業へのソフトウェア発注のための監理基準（サブコントロール）の検討ー中国科学院訪問とその後ー」（山田隆氏）
「地方自治体のIT化への取り組み」（津田博氏）
「保証型システム監査とグローカリゼーション」（石島隆氏）
■11月17日マルチメディア＆VRメッセ協賛セミナー（大垣市ソフトピアジャパン）
■11月27日、28日　合宿（愛知県あいち健康プラザ）
「個人情報保護と情報セキュリティ」

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
マルチメディア＆VRメッセ協賛セミナー
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

中部支部では、11月17日(水)にセミナーを開催しました。このセミナーは、岐阜県大垣市のソフトピアジャパンにおいて開催の「マルチメディア＆VRメッセぎふ2004」に合わせて、日本システムアナリスト協会中部支部と共催したもので、通算8回目の開催となります。後援は、岐阜県、財団法人ソフトピアジャパン、特定非営利活動法人ITコーディネータ協会。

今年は、特別講演を本協会副会長の橘和尚道氏に依頼し、支部会員で2つの講座の講師を担当する、3セミナー構成で開催しました。

システム監査及び情報セキュリティに関する関心は非常に高く、会議室ほぼ満員となる約70名の参加者を集めました。ほぼ全員の方が3セミナーを最後まで聴講され、満足して頂けたと思います。

No.1276　杉山　浩一

以下にセミナーの概要を記します。

＜講座1＞
ICタグと情報セキュリティ
SAAJ正会員　　堤　薫氏

No.1359　河田　一宏

最初にICタグと情報セキュリティという内容で堤氏から講演がありました。

まずICタグへの期待と題して、経済波及効果について解説がありました。2007年がブレークポイントで2010年に9～17億円の市場規模が見込まれるそうです。

続いてICタグの種類と機能の解説、応用事例について解説がありました。愛知県で来年開催の「愛・地球博」愛知万博の入場券の中にもICタグが内蔵され、真贋チェックなどに利用されるそうです。

そして普段我々が意識することのない課題として次の3点の説明がありました。

1. トータルでのコスト高
2. 標準化団体によるコード体系などの違い
3. プライバシー保護への取り組み

ICタグでも、利用者のプライバシーの保護や情報セキュリティと言った問題が発生しているそうです。

最後に明日に向かってと題して、ICタグを有効に利用して多くの人がメリットを享受できる社会とするため、東洋思想の応用が考えられるとの説明がありました。

ICタグは交通系のカードをはじめ我々の生活に欠かせないものとなりつつあります。ICタグに造詣の深い堤氏の講演は、判りやすく興味深い講演でした。

＜講座２＞
CRMと個人情報保護
日本システムアナリスト協会正会員
下谷 幸信 氏

No. 810 岡田 博基

世をにぎわすCRMと個人情報保護という、相反する課題について、分かりやすくご講演頂きました。

特に、豊富な具体例が、受講者の興味を非常に引いていました。CRMでは、家電販売会社がお客さまとのネットワークを築くために取り組んできた独自の工夫、個人情報保護では、いろいろなところから送られてくるDMが、個人情報保護の観点から見て基準に合っているのかどうかなど、どれも、観念的な説明になりがちなテーマを、非常に身近なものにして貰えたと思います。

相反する課題をどのように解決していくか、そのためのフレームとしての各種の取り組みとして、セキュリティ対策のみならず、パートナー選び等の視点の重要性を強調され、そのためには、システムアナリストの活用が有効であることを強調されました。

＜特別講演＞
システム監査基準の改訂とその経営的意義
SAAJ副会長 橘和 尚道 氏

No. 808 若原 達朗

今回のセミナー最後の講演として、本部より橘和副会長をお招きし、今回改訂された「システム監査基準」についてご講演いただきました。

ご講演の内容は大きくわけて
1. システム監査基準改訂の経緯
2. 新しいシステム監査基準の内容
3. システム管理基準の内容
4. 基準改訂の経営的意義

となっていたかと思います。特に橘和様が今回の改訂においてシステム監査基準検討委員会の委員であったこともあり、その経緯に関して、情報セキュリティ監査制度との関係等、興味深いお話を伺うことができました。

また経営的意義という観点では、経営監査としてのシステム監査という視点から、システム管理基準の「情報戦略」の項目を中心に解説いただきました。その中では、ITガバナンスと説明責任、経営戦略と情報戦略の整合性やCIOの役割等、詳しく解説いただきました。

このようなご講演の機会を大垣市で持つことができたことは中部支部として素晴らしいことであったと思います。橘和様をはじめ、ご協力いただいた皆様、本当にありがとうございました。

北信越支部

今年の北信越支部を振り返って

支部長 No.848 森広志

北信越支部が発足し、２年目を終えようとしています。北信越支部発足以前は、近畿会北陸分科会や中部支部富山県部会などの活動が小規模ながら行われていました。より多くを学ぼうとする場合は、東京や大阪、名古屋で開催するセミナーに参加していました。

その頃はまだ、北信越地区のシステム監査は一部を除き普及が遅れており、せっかくの努力で取得したシステム監査技術者試験の能力を維持・向上させるための環境は十分整っていない状態だったと思います。しかし北信越支部が発足した近年、ISO、ISMS取得がソフト産業を中心に増加し、一般企業でも情報セキュリティの認識が高まるとともに、個人情報保護法が成立するなど、にわかにシステム監査の身辺が騒がしくなってきました。地方でも確実に時代の変化を感じる今日この頃です。

北信越支部の特徴は、各県に部会長を置き、持ち回りで例会を実施している点です。又、組織としては、会員が活躍し成長できるよう会員を最上位に位置づけた逆ピラミッド組織を理想としております。又、組織は、少しゆっくりでも無理なく成長を続けてゆくことができればと思います。今年の北信越支部の活動は、以下のとおりです。

1. 北信越会員の発表を増やす。（発表者を年度計画の初めに割り当て、ゆとりを持って内容を作って頂く。２～３年に１回程度の発表で自身の知識をまとめ、聴講者のみならずご自身にも役立てて頂く。）
2. 研究会ビデオを多くの会員に聴講いただく。（現在は、各県例会時に研究会ビデオを持ってきて、その場で貸出する方式を取っています。１本のビデオを１～２ヶ月借りて頂いて結構です。来年は、更に工夫したいと思います。）
3. SAAJホームページや会報に北信越支部の活動を紹介する。（今秋は、SAAJホームページに北信越支部活動を掲載することができました。今後論文などの掲載が行えればと思っています。）

今年北信越地区では、洪水、台風、地震と大きな災害に見舞われました。洪水による床上浸水や新潟中越地震の災害復旧で大忙しの会員もおります。私自身も豪雨時の雷害でFAXや非常灯を破損ししばらく不自由な思いをしました。今回の新潟中越地震は阪神淡路地震同様、過去に地震が無い地区で発生しました。南関東地震や東海地震など発生が懸念されているものだけでなく、未発見の断層も日本には数多く存在するとのこと。災害対策の重要性を再認識した１年でした。

今後のシステム監査の活動を考えると、保証型システム監査におけるリスクアプローチの手

法整備、システム監査の内部監査への組込み、システム監査基準の細則・運用基準への展開、システム監査における費用対効果や有効性評価の手法整備等の課題があります。

又、支部として中国科学院との交流成果から、ソフトウェア取引に関するシステム監査の活用研究もあり、中部支部や本部ともタイアップして進めてゆきたいと思っております。

4支部共催のセミナー報告

No.978 森田清隆

10月30日（土）近畿支部の主催で、滋賀県大津市三井寺円満院門跡にてNPO法人日本システム監査人協会四支部共催のセミナーが開催された。

ちなみに4支部とは、近畿支部、中部支部、中四国支部、北信越支部である。

統一テーマは「グローカリゼーションとシステム監査」、由緒ある会場での開催ということで、講演の前にまず円満院門跡を案内頂き、約30分間見学。気分が落ち着いたところでセミナーを開始した。

講演1：山田 隆氏（北信越支部）
日本規格総合研究所 企画室 室長
演題：「新しいシステム管理基準に基づく、中国企業へのソフトウエア発注のための監理基準（サブコントロール）の検討—中国科学院訪問とその後—」
概要： 新しいシステム監査関係の基準案のうちの「システム管理基準」を基本に、中国のソフトハウスにソフトウエア開発を依頼する場合の監査のチェックポイントを検討する。更に詳細なサブコントロールとして「監理基準」を作成して受発注企業の監査に適用する提案を行うものであった。

今年3月に、SAAJ中部支部が中心となり、北京の中国科学院を訪問し発表した内容に追加して報告。今後、今回の内容を発展させて、共通に提供できる「監理基準」を検討していくこととなった。

講演2：津田 博氏（近畿支部） 滋賀県 県民文化生活部IT推進課 副参事
演題：「地方自治体のIT化への取組み」
概要：2001年1月に「e-japan」計画が掲げられて以降、地方自治体では積極的にIT化が進められてきた。

しかしながら、住民サービス及び行政効率化について、ITの能力が充分に発揮されているとはいえない。各自治体及び滋賀県での代表的な取組みについて紹介した上で、現在の課題を分析し、その対策について考察したものであった。

講演3：石島 隆（近畿支部）大阪成蹊大学
現代経営情報学部 助教授
演題：「保証型システム監査とグローカリゼーション」
概要：新システム監査・管理基準案では、情報セキュリティ監査制度と同様に保証型監査が取り入れられたが、これを実施するには整備すべき課題が多い。公認会計士による内部統制の検証を参考にして、わが国企業の組織・制度の状況に合った保証型監査をどのように導入していけばよいかを考えるものであった。保証型監査を実施するためには、かなり高いハードルがいくつもあることを感じさせられた。セミナー終了後、引き続き円満院門跡にて、夕食と懇親会を開催。相互に自己紹介をしながら、夕食（精進料理）をいただいた。生麩を肉のみそ漬けのように加工した一品や、茶碗蒸しの中には鶏肉を模した具があり、素朴な材料から多彩な味わいを創出する技術と根気には驚かされるものがあった。

主催者からは、「グローカリゼーション」というテーマに合わせて、世界各地の飲み物が用意され、遅くまで話が弾んだ。

次回は中部支部が主催となる。さらに多くの支部が参加することを期待したい。

中越地震を経験して

No.1031 風間一人

10月23日夕食どきの18:00頃、大きな地震が新潟県中越地方を襲いました。震度6以上の地震が立て続けに3回発生しましたが、新潟市（震度5）に自宅を持っている私には大きな被害は無く、落ち着いてテレビによる報道を見ていました。その後1時間ほどの間に震源地付近における事の重大さに緊張したことを覚えています。震源地付近の長岡市に支店を持つ当社では緊急連絡により全社員の安否確認を行うとともに、新潟市に対策本部が設けられました。

幸いにも社員には物理的な被害を除いて、大きな人身的な被害はありませんでした。

その後の人命救助において固定電話および携帯電話がパンクし連絡がとれない（＝情報が集まらない）ということが、いかに大きな影響を及ぼすかということに衝撃を受けました。どこかの避難所にいるのか、不明になっているのかの確認に数日という時間をとられることが人命救助には致命傷になったようです。ライフラインは水道・ガス・電気といわれていますが、地域のコミュニティーが弱くなっている現在では、合わせて情報ネットワークが大きなウェイトを持ってきていると感じられました。

情報システム関係に携わる者として、情報インフラが人命に大きな影響を及ぼすことを身近に経験し、採算性を度外視した信頼性のあり方について考えさせられました。

東北支部

東北支部長 No.377 鈴木 実

◎東北支部の「一年を振り返って」

東北支部は、福島県、宮城県、山形県、岩手県、秋田県、青森県において協会の目的を実現することとして出発しました。現在1年半になろうとしているところです。これまでを振り返ってみましょう。

◎会員増強

発足時に会員は17名でした。セミナー開催も含め、活動を活性化するには第一が会員増です。まず、情報システム監査技術者の資格保持者の加入促進です。企業内の資格保持者は、その存在が不明でしたので、口コミでの加入を促進しました。もう一つの会員増活動が、ITコーディネータ資格保有者の勧誘です。幸いなことに会員にITコーディネータ資格保持者が数名いたため、ITCの皆さんにお願いして会員増を図ってきました。また、NPOとして再発足した協会は、誰でも会員になれますし、ITCの場合は特別講習を受けることにより、システム監査人補、更に公認システム監査人への道が開かれています。この2つの勧誘ポイントを基に会員加入を勧めてきました。

◎協会の宣伝

会員増には協会の名前を売りこまなければなりません。そこで総会開催時にセミナーを開催することにし、協会より人数の多いITCグループと共催をすることにしました。セミナーでは、後援にITCAはじめ行政にも協力して頂きました。設立総会終了後には、東北一の地方紙である河北新報社を佐藤副支部長と訪問、プレス発表を行いました。協会の活動内容は人物訪問欄に掲載していただき，ＰＲに一役買うことができました。設立総会時のセミナーは午後のみでしたが、第2回総会は2日間に拡大し、協会とITC宮城の共催で実施しました。初日はITC宮城中心の講演、2日目が協会中心の講演担当で実施しました。セミナーによる広報活動の成果として、設立総会セミナーでは45名、第2回総会時は2日間で延べ93名の方の参加を得ることが出来ました。ITCグループの皆さんとは、今後も合同セミナーを実施していく予定です。

◎他支部との連携

今年度の活動方針に他支部との連携を挙げていました。その一環として、第2回総会セミナーでは、北海道支部の渡部支部長、東京本部の原田元理事、北信越支部の梶川さんの三名の女性会員をお招きし講演いただきました。特に会員外の参加者に女性パワーを披露し、協会の層の厚さをPRしました。

以上のようなセミナーによる広報活動の他、東北各県のITCグループへの入会勧誘を行い、設立総会時17名であった会員数は、会員の空白地帯であった秋田県からの1名を含め、26名に増強できました。今後も会員増につとめる予定です。

◎会員のコミュニケーション

もう一つの支部活性化が、会員のコミュニケーションです。東北支部は、範囲が広いため、例会は仙台市を中心に各県で行う事にしています。本年の例会は、3月は福島市、7月は山形市で開催し、地域の会員が参加し易いように開催地を変えて運営しています。

活性化対策のもう一つが、支部配布のビデオテープの活用です。2月毎の例会の前に、ビデオテープを貸出し、感想文および質問状により例会に参加できる方式をとっています。これは東北6県は範囲が広く、距離の問題で毎回参加には困難な環境をカバーするために設けた仕組みです。貸出運用は予想外に好評です。本部の計らいで今後はデジタル方式に変更可能となりましたので、輸送コストが低減できるものと期待しています。

◎本部活動の支援

支部活動の一つとして、11月1日に本部の公認システム監査人の面接支援、11月23日－24日には、事例研究会の実践セミナー開催の支援をしています。会員勧誘後、公認システム監査人受験希望者が6名となり、15年11月1日に仙台市で面接試験が実施されました。また事例研究会の実践セミナーが同じく15年11月23，24日に仙台市冨谷町で行われ、10名の方が参加しました。東北支部で会場の手配、事務局の支援を行いました。

以上の様にまだ始まったばかりの東北支部活動ですが、これからも協会の目的であるシステム監査の啓蒙、普及活動を推進することにしています。

以上が、支部設立からの活動状況ですが、以下に、平成16年度の個々の活動状況を報告いたします。

No.1262 佐藤賢一

皆さん、こんにちは。東北支部の最近の活動状況をご報告いたします。

＜平成16年度東北支部総会＞

「ITC みやぎ・SAAJ 東北支部ワークショップ」の昼休み時間を利用し、和気あいあいにランチしながら、平成16年度の総会を開催いたしました。

日　時：平成16年6月12日
　　12時00分～13時00分
場　所：(株)富士通東北システムエンジニアリング会議室
出席者：23名
議　題：
第1号議案　16年度規約改正　※次回の総会を1月に開催
第2号議案　Ⅰ平成15年度活動報告
　　Ⅱ平成16年度SAAJ東北支部活動計画（案）
第3号議案　Ⅰ平成15年度収支報告
　　Ⅱ平成16年度収支計画（案）
第4号議案　平成16年度役員候補（案）
　　支部長：鈴木　実（留任）
　　副支部長：高橋典子（留任）
　　佐藤賢一（留任）
　　研究会　：高橋壮太（新任）
　　小野寺司（新任）
　　広　報　：佐藤直美（新任）
　　監　事　：田口三郎（留任）

＜ITCみやぎ・SAAJ東北支部ワークショップ＞

昨年に引き続き、ITCみやぎ（ITコーディネータみやぎ会）と共催、ITコーディネータ協会後援による「ITCみやぎ・SAAJ東北支部ワークショップ」を開催いたしました。昨年は4時間のみの開催でありましたが、今年は16時間に枠を広げ、運営もITCみやぎとの役割分担のもとに、1日目はITCみやぎが、2日目はSAAJ東北支部が担当いたしました。2日目の講師陣はSAAJの誇る最強女性軍団講師による講演も実現し、その後に講演した橘和副会長と鈴木副会長がそのパワーに圧倒されていたのが印象的でした。

参加者としては、宮城県だけではなく各地から参加していただき、1日目は45名（内SAAJ東北支部会員18名）、2日目は48名（内SAAJ東北支部会員23名）、1日目の夜に開催された懇親会では38名の出席がありました。

日　時：　平成16年6月11日～12日
場　所：　1日目　アエル28階
　　エル・ソーラ仙台大研修室
　　2日目　(株)富士通東北システムエンジニアリング会議室
内　容：【1日目】

① ITスキル標準（ITSS）の動向について
　有限会社エムアイエヌ
　　取締役社長　片倉美三　氏
② 宮城県IT戦略推進計画「について
　宮城県企画部
　　情報政策課長　岡部　敦　氏
③ 仙台市行政情報セキュリティポリシーについて
　仙台市企画局情報政策部情報企画課長
　　森谷　厚　氏
④ 建設業界におけるIT化事例
　オリエンタル建設株式会社
　　情報システム室長　須田　勤　氏
⑤ 戦略経営ネットワーク協同組合（北海道）の活動状況
　　同組合　理事　渡部　洋子　氏

【2日目】

⑥ RFP入門　日本システム監査人協会理事兼北海道支部長
　　クロススペース　渡部　洋子　氏
⑦ 個人情報の保護と組織の役割
　日本システム監査人協会
　　北信越支部　梶川　明美　氏
⑧ チームメンバを動機付ける実践的アプローチ
　日本システム監査人協会　原田　奈美　氏
⑨ EAについて
　日本システム監査人協会副会長兼
　　東北支部長　鈴木　実　氏
⑩ 新システム監査基準とシステム監査人推薦制度について
　日本システム監査人協会
　　副会長　橘和　尚道　氏

＜平成16年7月例会＞

山形市で初めての東北支部例会が開催されました。7月上旬の梅雨の時期だというのに、うだるような暑さで、会場までたどり着くのがやっとでした。帰りは一転して、雷による大雨の洗礼を受けてしまいました。それでも、雨にもめげず、新幹線や在来線の発車時刻を気にしながら地元の焼酎で喉を潤した数名がおりました。

日　時：平成16年7月10日（土）
　　13時30分～16時30分
場　所：山形テルサ（山形駅西口）特別会議室
出席者：9名
議　事：
1. 鈴木支部長　挨拶

2. システム監査推薦制度についての意見交換
3. 今後における研究会のスタイル及びテーマについて
4. みやぎ情報セキュリティマネジメントビジネス研究会の活動状況紹介
5. ビデオ学習の感想報告
6. その他

＜平成16年9月例会＞
日　時：平成16年9月11日（土）13時30分～16時30分
場　所：株式会社富士通東北システムズ　第一会議室
出席者：5名
議　事：
1. 鈴木支部長　挨拶・理事会報告
2. 次回総会の開催方法について
3. 研究会の進め方について
4. 意見交換

＜平成16年11月例会＞
日　時：平成16年10月30日（土）14時30分～17時00分
場　所：株式会社富士通東北システムズ　第一会議室
出席者：6名
議　事：
1. 研究会発表
小野寺　司氏（東北会員）による「個人情報保護法の概要」
2. 鈴木支部長　挨拶・理事会報告
3. 会報の支部紹介について
4. ホームページについて
5. 総会の開催について
6. 意見交換

以上です。東北支部としては、鈴木支部長を軸に、今後も会員相互の研鑽を目的として、活動を強化してまいりたいと思いますので、今後とも東北支部へのご指導・ご鞭撻のほど、よろしく御願いします。

北海道支部便り

北海道支部

No.893　渡部　洋子

【ご挨拶と北海道の状況】

SAAJの皆さま、北海道支部からこんにちは。札幌では10月末にいきなり結構な量の雪が降り、もう冬かあと思ったのですが、その後少し暖かくなっています。11月中旬でこの暖かさは珍しいでしょう。早くも春を待ちわびている私にはありがたいのですが、スキー場はヤキモキしているかもしれません。

北海道の今年の話題はなんと言っても野球です。高校野球では、夏の甲子園大会で駒大苫小牧が優勝したのは記憶に新しいのですが、地元では決勝に進出した段階で号外が出るという大騒ぎ。優勝した後はもう、すごい騒ぎでした。そして北海道日本ハムファイターズも盛り上がりました。オフに入った今も写真展や選手のトークショーなど盛りだくさんで、1年が終わってみると、私でさえ1軍選手の顔を見れば誰だかわかるようになり、2軍選手の名前も結構知っているという現実があります。1年前には考えられませんでした。この経済効果は大したものです。来年は東北の話が楽しみですね。

【プロフィール】

さてその北海道支部ですが、設立が2002年1月、早くも丸3年になろうとしています。早いものです。メンバー構成は以下のようになっています。

・会員：個人会員20名、地元の法人会員1社
・個人会員：男性19名、女性1名
・個人会員中：ITC7名、CSA/CSA補6名
・ML参加者：個人会員19名、法人会員（地元＋札幌支社）3名、非会員5名
・札幌圏以外の参加者：2名、うち1名は東京転勤中

設立メンバーは11名でしたから、3年で2倍弱になっています。ML参加者も計27名になりました。いいペースになってきたと思っています。

【活動状況】

主な活動は研究会・勉強会の実施です。総会も含めた実施状況を表にしました。ほぼ月1回のペースで実施しています。他にはメーリングリストによる情報交換を行っています。他団体との交流は、ITC北海道（北海道ITコーディネータ協議会）、JSAG（日本システムアナリスト協会）北海道支部、社団法人 中小企業診断協会北海道支部等の研究会・勉強会の相互乗り入れの実績があります。

相互参加の奨励に関しては、メーリングリストによる案内の他に、これらの団体の開催する研究会・勉強会で参加料が有料のものに支部費から補助を行います。

今年はまた研究奨励として、会員から読みたい本の希望を募り、書籍購入を行いました。今のところ1回4冊の購入に留まっていますが、希望に応じて拡大していきたいと考えています。

【特徴】

北海道支部にはいくつかの特徴があります。

(1) 札幌一極集中

プロフィールにあるように、東京転勤者を除くと、札幌圏以外からの参加者はわずか1名です。これは課題でもあるのですが、今のところは活動をしやすい状況を作り出しています。ビデオ上映会も気軽にやれますし、貸し出し希望者に対しても手渡しができる状況です。ほぼ月1回のペースの研究会・勉強会が可能なのもそのためです。

(2) サラリーマンが多い、金融関係が多い

個人会員20名のうち会社勤めのいわゆるサラリーマンが16名です。そのうち現役および元銀行員が4名です。他の支部の状況はよくわかりませんが、これは多いのではないでしょうか。特定業界が多いのは口コミで会員を増やしていったためです。銀行員が多いので、会計記帳で苦労したことはありません。

(3) 非会員の参加が多い、他団体との交流が多い

オープンな雰囲気（だけ？）が北海道支部のウリです。非会員も積極的に受け入れ、今年は勉強会の講師までお願いしてしまいました。情報処理試験に合格したら入会するという方も多いので楽しみです。

(1) であげた札幌一極集中は他団体でも同じなので、複数団体に所属している方も多く、いろいろなセミナーなどで顔なじみの方もいます。そういう訳で相互交流も多く、研究会・勉強会の案内をMLで流し合ったりしています。ネタ切れになってくると共催にしてしまうという裏ワザも使えます。

(4) ケチ

北海道支部はケチです。研究会・勉強会の場所は基本的に無料で使えるところ、ボランティア団体用に市や道が無料開放している公共の会議室か、会員の所属企業の会議室をお借りしています。今年の開催実績で場所代を支払ったのは共催の場合だけです。また札幌圏に固まっていることを利用して通信費も削減しています。具体的にはビデオテープ貸し出し希望がある場合は郵送ではなく持参します。毎月何かやっているのでその時に渡せるせいもありますが。

そうやって節約した支部費を、他団体の有料セミナー参加費の補助や書籍購入に回しています。ただ、会員も増えてきたのでそろそろ有料の部屋を使用しないと開催が難しい局面に入ってきました。

(5) 毎回の懇親会

研究会・勉強会は基本的に金曜日です。ということは、毎回懇親会をやってます。勉強会だか飲み会だか分からないという声もありますが、普段付き合いがない会社の社員同士で話をする良い機会ですので、これは続けていく予定です。

【課題】

課題もたくさんあります。主なものは以下の通りです。

(1) 勉強だけである

活動はほとんど研究会・勉強会だけというのが実情です。実践に移したいのですが、その機会もなく、機会を作ろうとする努力も少ないままに時が流れています。

(2) 活動メンバーが固定している

会員が増えても活動に参加しているメンバーはその一部です。研究会・勉強会に参加するメンバーはほぼ固定されてきています。大体は仕事が忙しいためです。そのため、役員の顔ぶれもほぼ似たような感じになってきています。一番負担が大きい研修担当だけは2名体制で1年交代で回しているのですが、来年やってくれる人いるかなあ。

(3) 地方のメンバーが少ない

札幌に集中して、地方メンバーは1名だけです。道内には他にも市町村があるので、もう少し地方展開を図らなければならないのですが、今のところ難しい状況です。

さまざまな課題はあるのですが、あまり無理せずのんびりいこうと思っています。北海道ペースでのんびりゆったりオープンに、まずは継続自体を目標にしながら発展の機会をうかがうというところでしょうか。

こんな支部ですが、皆さん遊びにきてください。また企業、特に法人会員で北海道支社や支店をお持ちのところ、支部活動への参加を心からお待ちしております。

北海道支部2004年活動状況

2004.11.15

NO	活動日	講師	テーマ	場所	参加者 (うち会員)	備考
1	1月16日(金)	-	(第2回総会)	札幌市市民活動サポートセンター	15 (14)	委任者を含む
2	2月27日(金)	(ビデオ勉強会)	「情報セキュリティ総合戦略」を巡る情報セキュリティ政策の視座	NTTコムウェア北海道(株)	12 (8)	第101回月例研究会ビデオ
3	3月26日(金)	片平	CALS/ECの動向	(株)ドーコン	9 (5)	
4	4月23日(金)	(ビデオ勉強会)	新しいシステム監査基準管理基準について	NTTコムウェア北海道(株)	8 (5)	SAAJ第3期総会記念講演ビデオ
5	5月28日(金)	大舘	情報セキュリティ関係の話題より-ハッカーの手口と防止技術、住基ネット、ISMS構築苦労話	札幌市市民活動サポートセンター	13 (10)	
6	7月2日(金)	(ビデオ勉強会)	地方公共団体の情報セキュリティ監査	(株)HBA	14 (8)	第3回公認システム監査人継続教育用セミナービデオ
7	8月27日(金)	(ビデオ勉強会)	改訂されたシステム基監査準・管理基準の解説	北海道立市民活動促進センター	11 (9)	第105回月例研究会ビデオ
8	9月22日(金)	春日ITC	ブログ	札幌市男女共同参画センタホターLプラザ	(4)	北海道ITコーディネータ協議会との共催
9	9月24日(金)	ITC・企業	バランススコアカード実践事例	札幌市男女共同参画センターLプラザ	(8)	北海道ITコーディネータ協議会、日本システムアナリスト協会北海道支部、社団法人 中小企業診断協会北海道支部との共催
10	10月29日(金)	宮崎ITC	電子申請の動向	札幌市市民活動サポートセンター	10 (5)	
11	12月上旬予定	(ビデオ勉強会)	(未定)	(未定)		

第107回月例研究会報告

NO.1060 太田 香

日 時：2004年10月29日（金）18：30～20：00
場 所：中央大学駿河台記念館 520号会議室
講 師：経済産業省商務情報政策局 情報セキュリティ政策室 係長 大崎友和氏
演 題：「個人情報の保護に関する法律と経済産業分野を対象とするガイドラインの概要」

●はじめに

2003年5月に成立・公布された「個人情報保護法」が2005年4月1日より全面施行される事になりました。今回の講師である大崎氏の「システム監査人の方々の手助けとなるよう、『どういう想いで、どういう方向にという話を中心に』という視点でお話したい」という言葉で講演が始まりました。当日は各企業のご担当の方々の大いなる期待を反映してか、百余名もの参加者で会議室も満席の状態でした。

●講演内容

1. 諸外国及びわが国における個人情報保護の取り組み
2. 個人情報保護の哲学 ～効果的な保護のあり方～
3. 関連動向 ～企業を取り巻く環境～
4. 個人情報保護法及びガイドラインの概要

～質疑応答～

1. 諸外国及びわが国における個人情報保護の取り組み

個人情報保護についての各国の取り組みがバラバラであったのを1980年、OECD（経済協力開発機構）が「OECDプライバシーガイドライン8原則」という形でとりまとめ、指針を示した。

＜OECDプライバシーガイドライン8原則＞
①収集制限の原則…情報主体への通知または同意が必要なこと。
②データ内容の原則…データが正確、完全、最新であること。
③目的明確化の原則…収集目的を明確にし、利用は目的と合致していること。
④利用制限の原則…目的外の利用は行わないこと。
⑤安全保護の原則…紛失、破壊、不正使用、改竄、漏洩から保護されること。
⑥公開の原則…データ収集実施方針の公開、データの存在、目的、管理者を明示すること。
⑦個人参加の原則…自己データの内容確認、異議申し立てを保証すること。
⑧責任の原則…管理者は諸原則実施の責任を有すること。 （当日配布資料より抜粋）

その後、EU諸国は1998年に発効された「個人情報保護に係るEU指令」に基づき国内法を改正することを義務付けられ、官民を対象とする包括的な個人情報保護法を保有するに至った。また、米国においては既に「プライバシー法」を1974年に成立させ、以降1980年～1990年代にかけて「子供のオンラインプライバシー保護法」や「公正信用報告法」など個別分野において法の整備を行ってきた。

ここで我が国の法整備においての適用可能性を考慮したところ、欧州型の理念的な法律を日本においてまともに適用すれば大半の企業が違法状態になってしまい、米国型の個別分野ごとの整備(パッチワーク方式)では、現在生じつつある問題に適切に対処することが出来ないであろうことが予想された。

我が国の取り組みを紹介すると以下の通りである。

「我が国の取り組み」
① 行政機関個人情報保護法制定(1998年)
② 民間部門の自主的取り組み
③ 住民基本台帳法改正(1999年)
④ 個人情報保護法の成立(2003年5月)
⑤ 個人情報保護法施行令の成立(2003年12月)
⑥ 個人情報保護の基本方針の閣議決定(2004年4月)
⑦ 各分野ごとのガイドライン作成(2004年6月~) (当日配布資料より抜粋)

ご覧の通り、我が国では1990年代の「②民間部門の自主的取り組み」の期間が長く中心となり、この間に「通産省ガイドラインの策定」(1989年)、「プライバシーマーク制度の導入」(1998年)、「日本工業規格(JISQ15001)の制定」(1999年)などの動きがあった。また「⑤個人情報保護法施行令の成立」において「2005年4月1日より施行とする」、「個人情報取扱事業者から除外される者を取扱件数を5000件を超えないものとする」など施行日、対象者が具体的に決定された。これを受け、「⑥個人情報保護の基本方針の閣議決定」、「⑦各分野ごとのガイドライン作成」などの具体的な動きが活発化した。

話はそれるが、経済産業省としては「5000件」というデータ量は個人情報を取り扱う事業者ならば殆ど含まれるであろうと考えている。また、数あるガイドラインの中では特に「医療分野」、「金融・信用分野」、「情報通信分野」については厳しい取り組みがなされていると受けとめている。

2. 個人情報保護の哲学 ~効果的な保護のあり方~

では、「今、なぜ個人情報保護なのか?」という視点から解説する。情報インフラの整備に伴い個人のインターネット利用者が急増してはいるが、「電子商取引」の利用が今ひとつ進んでいない。これは「電子商取引」に対する「セキュリティ上の不安」と「個人情報保護に対する不安」が存在しているからである。まったく身に覚えのない企業から届くダイレクトメール、クレジットカード番号が他人に悪用されるという話、またマスコミで報道されている顧客データの流出事件などの数々の事実が個人のインターネット利用者の不安を掻き立てている。このような状況下では、個人はITのメリットを十分に享受できないであろう。

「個人が持つ不安をどのように解消するか」という課題と、規制緩和の潮流(トレンド)において「個人情報の有用性の芽を規制によって摘まないためにはどうすればよいか」という相反しそうな課題を解決する必要がある。そこで「利用目的の公表」などによる「透明性の確保」と、「利用目的の内容は市場の判断に委ねる」という「市場メカニズムの尊重」という2大方針を基礎として据えた。言い換えると、「保護と利用のバランスを取る」ということである。その例として、事業者への目的外利用を制限するとともに十分なセキュリティの確保を義務付ける事により「個人の権利利益の保

護」を実現し、代わりに、利用目的自体に制限を加えることはせず、また取得時の本人の同意も不要とすることで「個人情報の有用性」にも配慮した。

また、「実効性を担保する仕組み」の枠組みを用意した。今後、この枠組みに則り、各業界団体での体制が整備されることを期待している。

3. 関連動向　～企業を取り巻く環境～

個人情報保護法施行により、企業は「安全管理措置」義務への早急な対応を求められている。また昨今のCSR（Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任）の潮流（トレンド）や情報漏洩事件の社会的影響を考え合わせると、今後は情報セキュリティへの取り組みが企業の社会的責任の一部となってくる可能性が高いといわざるをえない。

企業に関わる個人情報保護法のポイントは「安全管理措置」義務にあるといえる。個人情報保護法は「個人の権利を定めた法律ではなく、企業の義務を定めたもの」という性格をもつからである。義務に違反した場合は罰則が課せられる可能性もある。

逆に企業が被害者となる場合もある。それは「不正競争防止法」において個人情報が「営業秘密」である場合がこれに該当する。「営業秘密」である要件は①秘密管理性②有用性③非公知性の3点である。この要件を満たしている「営業秘密」の情報漏洩が発生した場合において、企業は「不正競争防止法」により保護される立場となる。

参考までに米国の状況を解説する。米国ではエンロン等企業不正会計事件を契機とした法的規制の強化が情報セキュリティ対策の取り組みにも影響を及ぼしている。これは2002年7月に成立したサーバンスオックスレイ(Sarabanes Oxley)法において、「企業は会計報告書の作成に関わる全ての情報システムについて、法律が規定する基準を満たす事を保証」しなければならなくなり、結果的に情報セキュリティ対策を強化する必要性に迫られている。また2001年の同時多発テロ事件を契機に事業継続計画（BCP）の改善・補強の動きがある。

4. 個人情報保護法及びガイドラインの概要

2004年4月に閣議決定された「基本方針」は各省共通に行うべき取り組みについて定められているに留まっている。そのため、企業が対応を行う際の参考となるようなわかりやすいマニュアル策定が必要と感じた。

そこで経済産業省ではガイドライン検討委員会（委員長・堀部政男　中央大学法科大学院教授）を設け、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定した。

当ガイドラインの特徴を以下に列挙すると

1. 経済産業省所管の事業者等が行う取り組みを支援するための具体的指針として策定。
2. 具体的なイメージが持てるよう参考事例を掲載。
3. 従業員の個人情報に関する部分も記述（厚生労働大臣と経済産業大臣の共同作成）。
4. 行政判断の透明性を確保。

（行政による判断を「しなければならない」と明記されたものについてのみとした。）

この講演においては以下の4点を抜粋して解説させて頂く。

(1) 個人情報取扱事業者（ガイドライン4ページ～）

【事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例】として「データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業において当該情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合に、その情報中に含まれる個人情報」を挙げた。

(2) 安全管理措置（ガイドライン 23 ページ～）

安全管理措置について大切なのは、「組織的安全管理措置における組織体制の整備」がまず第一に挙げられる。

(3) 従業者の監督（法第 21 条）（ガイドライン 33 ページ～）

「従業者」とは、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。この点に注意が必要である。

(4) 委託先の監督（法第 22 条）（ガイドライン 34 ページ～）

「必要かつ適切な監督」については委託者、受託者双方が同意した内容を契約に盛り込むとともに定められた間隔で確認することも含まれる。また、優先的地位にあるものが委託者の場合、受託者に不当な負担を課すことがあってはならない。この文言で現実におこりがちな責任転嫁を防ぎたい。

なお、詳細は以降に紹介するホームページ等を参照して頂きたい。

～質疑応答～

・「『実効性担保の仕組み』にある『認定個人情報保護団体』は現時点で存在するか」

・「個人情報が分散している場合は名寄せして修正にあたらねばならないか」

・「個人情報を取り扱っている部門を子会社化した場合の対応は」

など、具体的な質問が挙げられた。時間上の制約により数点の質疑応答にとどまった。

●おわりに

質疑応答において数々の質問が挙げられた事からも、実務においてはより具体的な判断を要するケースがまだまだ存在するように感じられました。「個人情報保護法の哲学」にて解説された通り、各業界団体判断に委ねられる部分も数多く残されているようです。個人情報保護法が実効性のある法として育っていくためには、各分野におけるご担当の方々の今後のご努力が欠くべからざるものであるという印象を受けました。

現代は情報技術の発展により個人情報の収集、保存、盗用、改竄、破壊がたやすく行える状況にあるといえます。個人がＩＴ技術の恩恵をまんべんなく享受できるよう、私たちシステム監査人への期待と、課せられている責務もますます大きくなっていると感じる講演でした。

最後に講演資料に掲載されていた個人情報保護関連資料の参照先を以下に記します。

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>（内閣府）

<http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.htm>（経済産業省）

事例研究会

個人情報の管理、アウトソーシングを中心とした情報セキュリティの監査

事例研 d 社監査チーム

6月～9月の4ヶ月間をかけて土木建築会社の情報セキュリティ監査を実施した。被監査企業の要求は、自社における個人情報管理、アウトソーシング先における情報セキュリティ管理の状況を点検したいとのことであった。また、自社の社員も監査チームに参画し、システム監査の手続きを経験（OJT）させたい旨の意向があった。

1. 被監査企業の概要

d 社の主要業務は、土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施行、監理、技術指導の請負および受託である。システムは基幹系／オープン系があり、基幹系は外部のホスティングサービス事業者に委託・運用しており、オープン系は自社内で運用している。

2. 監査テーマ・目的

トップヒアリングにより、監査に対する要求事項、期待などを再確認の上、今回は情報セキュリティを監査テーマとした。また、具体的には「① 個人情報保護の側面からみた情報資産管理面のセキュリティ」、「② アウトソーシング先で運用している基幹系システム（財務会計、人事情報システム）のセキュリティ」を軸に監査を行うこととした。

3. 監査の範囲

監査の範囲は、「① 情報資産管理の取り組み状況（電子情報のほか紙ベースの情報も含む）」、「② 情報セキュリティに関する規定類・手順書類の整備状況」、「③ オペレーション規定類の適合状況」、「④ アウトソーシング先との契約条項の妥当性」、「⑤ アウトソーシング先でのオペレーション、入出力データの受け渡し状況の妥当性」とした。

4. 評価基準

今回の監査では、下記①～⑧の基準を使用した。

① システム監査基準
② 情報セキュリティ管理基準
③ 情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定基準（安全対策基準）
④ 金融機関等のシステム監査指針（FISC）
⑤ 金融機関等のコンピュータシステム安全対策基準（FISC）
⑥ BS7799-2:2002 情報セキュリティ管理システム仕様
⑦ JIS X5080 情報セキュリティマネジメントの実践のための規範
⑧ JIS Q15001 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラム要求事項

FISC の指針は内容が具体的で分かり易く適用しやすいが、金融とは業種の異なる d 社に対しては厳しすぎる側面もある。この点は、問題判別のレベル、リスクの程度、指摘事項の妥当性などを十分に精査することとし、過剰な指摘にならないように留意した。

5. 監査の実施体制

事例研9名、d 社2名の総勢11名（内リーダ1名、サブリーダ1名）を、情報管理チーム、アウトソーシングチームの2班に分け、並行して監査を進めることとした。監査チーム総勢11名と比較的メンバー数が多いのは、システム監査業務の未経験者を教育する目的も兼ねていたためである。

6. 監査日程

1)	依頼者との打ち合わせ	5月10日
2)	監査チームキックオフ	5月24日
3)	経営トップヒアリング	6月 1日
4)	予備調査	6月15日～8月10日
5)	本調査	8月11日～9月10日
6)	監査チーム検討会	9月 1日～9月20日
7)	監査報告会	9月28日

7. 監査手続き

1) 予備調査

d 社が保有している情報セキュリティ関連の各種規定書、手順書、報告書、契約書等を閲覧・分析し、問題と思われる部分と要確認項目をチェックリストとしてまとめた。このチェックリストにもとづき、d 社情報システム室、本社各部、支店等へのヒアリングを中心に調査を進めた。また基幹系システムのアウトソーシング先を訪問し、同じくチェックリストにもとづくヒアリングを行った。d 社が情報セキュリティに関連する社内規定類を、かなりのレベルで既に整備されていたことに感心した。

2) 本調査

予備調査の結果、問題が潜んでいると思われる事項、予備調査のまとめで新たに浮上した問題点を再度整理し、チェックリストを再作成した。各部署に対し改めて事実確認を兼ねたヒアリングを行った。アウトソーシング先についても再度訪問し、ヒアリングを実施した。

8. 監査の経過

情報管理チームは当初 d 社における個人情報保護の状況について監査する予定であった。しかし、トップインタビューでの取締役からの「d 社、および d 社が属する業界とし

てのセキュリティに対する常識は世間一般でも通用するレベルかどうかの確認をお願いする」という発言があったこと、個人情報として特に管理に留意すべき一般顧客情報が存在しないことなどにより、d社全体における情報資産管理に着眼点の変更を行うこととなった。監査は本社6部門、支店1箇所に対して行い、ヒアリングとチームミーティングだけでもかなりの時間(129.5時間)を費やした。報告にあたっては、d社における情報資産管理において管理策が不足していると思われる点を、d社のトップや情報システム室のみならず、各部門に対して端的にわかりやすく伝えることを念頭においた。これは監査の結果に基づくd社の具体的な改善活動を、社全体および各部門の取り組みとして、着手し易くするための配慮である。

アウトソーシングチームは、限られた回数(今回は2回)で遠隔地にあるアウトソーシング先のシステムセンターの業務状況を調査・分析する必要性があった。このため、d社内で実施可能な資料の閲覧・ヒアリングなどを先に済ませ、アウトソーシング先のシステムセンター訪問の準備を行なった。d社基幹系システムの運用を受託しているアウトソーシング先は、ISMS、ISO9000、プライバシーマークの取得をはじめ、センターの設備仕様も相応に設計・確立された環境であった。我々監査チームも当初から一定の水準は満たしているであろうと想定していたが、監査の結果としても大枠は予想通りであった(但し、d社を基点に間接的に入った監査であることを踏まえ、立場を超えた指摘については一部控えた部分もある)。一方、アウトソーシング先では契約した範囲内の業務を保証するという前提があり、契約の範囲外の業務や仕組みに関しては保証されない。従って、委託元では委託先でカバーされない問題点・リスクを見極めて適切な対策を講じる必要がある(見落としがちだが、この辺に注意を払わないと、問題点・リスクが放置されることになる)。

今回の例では、入出力物の取扱いなど委託元(d社)の責任範囲として解決すべき問題点が存在した。当初はd社の立場からアウトソーシング先を監査するスタンスであったのだが、役割の範囲・問題の内容によっては、委託元(d社)に対して指摘する事項も発生した。

9. 監査報告書の概要

1) 情報管理

情報資産管理におけるセキュリティ監査では、d社全体における情報資産管理を着眼点とし、BS7799-2をベースに基本的な事柄についての確認を行うこととした。予備調査及び本調査でヒアリングを行った部門数は本社6部門、支店1ヶ所である。監査の結果、評価できる事項4点、指摘事項10点となった。報告書で情報管理チームが担当した部分は、部門ごとに切り出して読まれることを想定し、監査対象部門ごとに纏めた形で作成した。このため、各部門において同じ内容での指摘事項となった点が存在する結果となった。スケジュールに追われ時間優先とした結果、全社対応としてまとめるべきところと、部門主体で対応するようにまとめるべきところがうまく切り分けきれず、多少判然としなくなった点は今後の反省点と考えている。

2) アウトソーシング

アウトソーシング先で運用している基幹系システム(財務会計、人事情報システム)のセキュリティに関して、本社1部門(情報システム室)、アウトソーシング先のシステムセンター1ヶ所を対象とした監査結果をまとめた。評価できる事項4点、指摘事項5点を上げた。指摘事項の内訳として、緊急改善事項3点、通常改善事項2点を報告した。

3) 監査報告書

監査報告書は、章のレベルで要約と詳細を分けることにより、各部門の責任者/実務担当者の双方が監査報告の内容を理解しやすいようにした。監査報告書の目次は下記のとおりで、本文50ページ、添付資料3点(情報管理本調査調書、トラブル分析表、アウトソーシング事実確認表)の構成とした。

1. 今回のシステム監査のテーマ
  1－1．システム監査の目的
  1－2．監査に対する依頼事項
  1－3．監査テーマ
  1－4．監査項目
  1－5．システム監査の範囲
2. システム監査実施の手続き
  2－1．監査対象会社の概要
    2－1－1．主要業務の概要
    2－1－2．規模
    2－1－3．組織
  2－2．情報システム関係の概要
  2－3．被監査部門
  2－4．評価基準
  2－5．監査チーム
  2－6．監査日程
  2－7．その他特記事項
3. システム監査結果要約
  3－1．情報管理
    3－1－1．評価できる事項

3－1－2．指摘事項
3－1－3．改善案
3－2．アウトソーシング
3－2－1．緊急改善事項
3－2－2．通常改善事項
4. 監査結果詳細
4－1．情報管理
4－1－1．情報システム室
4－1－2．人事部
4－1－3．総務部
4－1－4．出納サービス室
4－1－5．設計・技術センター
4－1－6．関東支店
4－2．アウトソーシング
4－2－1．現状
4－2－2．問題及びリスクの詳細
5. 添付資料

10. 謝辞

今回の監査では、d社から2名の要員が監査チームに参画した。非常に熱心に取り組んで頂き、資料の提供、ヒアリングの日程調整、予備調査／本調査、報告書の取りまとめなど、被監査側／監査側双方の役割を担って頂いた。また、ミーティング用の会議室を提供して頂いたこともあり、監査チームとしては効率の良い環境で作業が進められた。事例研d社監査チームの面々も向上心・奉仕の精神旺盛な方々で構成されていた。リーダーは経験豊富な方であり、監査の着眼点・問題点の見極め、纏め上げの迅速な様が印象に残った。サブリーダーは温厚で面倒見がよく、メンバーは不安なく作業に従事することができた。

d社は、監査チームに参画するなど、改善活動に対して積極的な雰囲気が伺えた。是非とも今回の監査結果を参考にして、計画的に改善を進めて頂けたら幸いである。今回のシステム監査が、予定通りに首尾よく完了できたことについて、関係者の皆様方に深く感謝したい。今後、今回のシステム監査結果を事例研修教材として編集し、システム監査普及活動の一環として有効活用する予定である。

11. 個人的な感想

私は日頃、情報処理関連企業の社員としてシステム開発／運用の実務に従事しています。通常はシステム監査を受ける側であり、指摘された問題点に対して改善を図る立場にあります。今回、監査側の立場を初めて経験させて頂いたのですが、日頃とは正反対の立場であることもあり、新鮮な気持ちで参加させて頂きました。また、監査を進める中では無意識的に被監査側の立場で思考することも多く、ときにはリーダーの鋭い突っ込みに、自分が指摘を受けているような錯覚に捕らわれることもありました。(そのようなときはなぜか「どきっ」としたものです)

また、私は以前に事例研主催の「システム監査実務セミナー」に参加し、そのセミナーが「システム監査普及サービス」→「研修教材作成」→「セミナー開催」という流れで開催されていることを伺い、なるほど実践的で合理的な活動だなあと感心しておりました。今回はまさに現実のシステム監査の中でOJTを受けた感じになります。システム監査人としてはまだまだ未熟なところですので、これからも協会の活動に参加させて頂きながら、徐々にスキルアップを図っていけたら幸いです。あまり役には立てず教えて頂くことの方が多かったのですが、今後ともよろしくお願いいたします。　(メンバー I)

今回の監査は、私にとって初めての外部監査であり、ヒアリングの時の言葉遣いや雰囲気の維持、指摘事項とすべき点の洗い出しなど、日常業務で行っている内部監査とはずいぶん異なる点があり、戸惑うことが多かった。特に指摘事項については、「規程/基準に照らして異なる点が明確に指摘できること」「世間一般の企業で行われているレベルを考慮すること」をUリーダから幾度となく指導を受けた。非常に良い勉強になったと思う。システム監査は経験がモノを言うということが肌で感じられ、今後の日常業務へも良い影響があるものと考えている。

d社全体としてのセキュリティに対する基本的な考え方は、筋が良く通っており、感心させられた。私が所属する企業(情報処理業界)において、良いお手本とすべき点がたくさんあった。その反面、個々の管理策においては、過去の慣習に基づいた情報管理となっている部分もあった。管理策のバランス面でもう一歩の努力が必要と考えている。ただ、それぞれ事情があるのだということも、今回の監査で体験できた貴重な事柄と考えている。今回の経験を今後に生かし、信頼される監査人となるべく研鑽を積んでいこうと思う。

最後になるが、今回お世話になったd社の皆様、また、ともに監査に携わったメンバーの方々に対して、この場を借りて御礼申し上げる。

(メンバー K)

システム監査実践セミナー（in 広島）開催結果の報告

No.841 沼野　伸生

平成16年度第2回システム監査実践セミナー（通算15回目）が、さる10月23～24日に、事例研究会と中四国支部との共催で広島市において開催されました。今回は、受講者8名、講師2名、及び中四国支部から1名の事務局応援者の協力を得て、成功裏に開催することができました。

本セミナーは、事例研究会が「システム監査普及サービス」として実際に実施したシステム監査事例をベースとして教材を開発し、監査テーマ決定後から監査報告会までの一連の監査の実際を一泊二日のセミナーの中でロールプレーを取入れ模擬体験するものです。従って、システム監査技術者試験には合格したもののシステム監査を経験されていない会員の皆様を中心に多くの参加者を得て、既に14回の開催実績があるものです。また本セミナーの修了は、当協会が認定する公認システム監査人の必要なシステム監査実務経験にも考慮され、ITコーディネータ対応専門知識研修コース、日本公認会計士協会の継続的専門研修制度におけるCPE認定研修にも認定されています。

2000年5月大阪で近畿会と共催して以降、今回の中四国支部との共催開催を以って全ての地方支部での開催も達成されました。今後は、セミナー内容のレベルアップと共に、関東圏中心に、従来の土・日開催ばかりでなく、平日の開催も計画し企業からの受講者派遣もよりし易くするなど、更に多くの受講希望者の声に応えて行く予定です。また引続き各支部からの開催要望にも積極的に応えて行きたいと考えています。

システム監査実践セミナー in 広島に参加して

No.802　西村　隆

中四国支部が初めて誘致したシステム監査実践セミナーに参加し、有意義な2日間を過ごすことができた。当初、参加者は開催した広島中心に近隣の人だけが参加するものと思っていたが、意外にも首都圏からの参加者も多く、広島に居ながらいろいろな情報を交わすことができ、広島の人間としては、ラッキーなセミナーとなった。

参加者の業種も広告代理店、ソフトウェア会社、装置業、税理士、ビジネス専門学校、通信会社、小売業など多彩な顔ぶれとなった。参加者の目的は、来年施行される「個人情報保護」の社内監査を進めるために手法を勉強に来たという方も多く、監査能力が必要な時代になってきたと実感しながら、今回の実践セミナーに参加した。

今回のセミナーで感じたことは、5年前にも大阪で実践セミナーを受けたがより実務ベースに近く、経営層から見た視点でのシステム監査をより意識した内容になっている点にまずは驚かされた。決して5年前が悪かったということではないが、より実践に即した内容になっている。

資料も実践に合わせて、先方のシステム監査依頼書があり、会社概要からトップヒヤリング議事録など手続きやステップが分かりやすいものであった。以前、受けたときも確かに揃っているとは思ったが、今回はより、体系的に理解しやすいものであった。

今回では特に自分が予備審査と本審査の関係を誤解していたことが分かり、これから社内のシステム監査を行う上でも考え方、見方の整理がついた。また、監査テーマを決めて行く基準もこのセミナーが進む上で、講師からは丁寧に教えて頂き、監査全体を再度、見直すチャンスとなった。メンバーも業種が様々で、活発な意見を交換できたが、メンバーの鋭い意見にたじろぎながら何とかセミナーについて行くことができた次第である。日頃の勉強不足がたたる2日間となってしまったことは、メンバーにお詫びと自分の反省を込めたい。

参加料が確かに個人が参加するには8万円と高い面はあるが、毎年でないにしろ2～3年に一度は、参加して、自分の能力と最近の動向などを肌に感じながら受けることはシステム監査人としては必要なことではないかと感じる。参加者は、いろいろと工面しながら、参加を行っており、参加の意識が高いことはいろいろと啓発される部分も多く、この歳にして、勉学の意欲を再度持てたことは金額以上の価値を感じることができた。

今回のセミナーでは、外資系企業の監査手順なども参考事例で聞くことができ、外国ではしっかりとした基準でシステム監査を行っていることを認識させられた。

最後に講師を引き受けて頂いた沼野、畠中両講師に感謝すると共に中四国支部　髙田支部長、無償ボランティアでお手伝い頂いた磯辺会員に感謝を申し上げたい。

システム監査講演会報告

主催：情報システム・ユーザ会連盟
日時：平成16年10月26日（火）
場所：きゅりあん（東京・品川区立総合区民会館）

講演1：システム監査基準の改訂とその背景

講　師：
駿河台大学　文化情報学部　鳥居壮行　教授
（財団法人　日本情報処理開発協会
システム監査基準検討委員会　委員長）

報　告：川端　庸介

まず、初めにご講演の骨子は次のとおり。
(1) システム監査のコンセプトの確立
(2) システム監査基準の改訂のポイント
(3) システム監査をめぐる新動向

以下、ご講演に関する所感を述べさせて頂きます。

この10月に経済産業省から「システム監査基準」の改訂版が公表されたが、その改訂内容は昨年4月に経済産業省から告示された「情報セキュリティ監査基準」「情報セキュリティ管理基準」と95%が同じである、と説明があった。その意味で情報セキュリティ監査制度を少なからず勉強している私としては、新「システム監査基準」は身近に感じられる。

また、システム監査と情報セキュリティ監査の違いも医療分野との対比で、システム監査はホームドクター（町医者）、情報セキュリティ監査は専門医と言える、との説明も非常に理解し易いものであった。その改訂のポイントも情報セキュリティ監査基準との整合性を図った上で、保証型監査の導入、監査結果の利害関係者への報告（開示）ということで、特に開示について、株式会社の事業報告に「システム監査の概要」という項目を設けて、株主に情報システムの安全性／信頼性を報告すべき、ということは非常に興味が引かれた。

システム監査普及の問題点として4点挙げていたが、特に次の2点は、成る程、と思い当たる点があるな、と思った。

- 経営者はシステム監査を理解しているのか？（理解していなければ普及もしないし、実施しても意味がない）
- システム監査のみの問題なのか？（情報で経営をする今日、広く情報・情報システムの問題としてシステム監査を見る必要性はないのか？）

更に、これからはシステム監査分野も外的要因の影響が避けられない、との話しは、米国の動向を注視すべきことについて認識を新たにした。

今回の鳥居先生のご講演は、非常にインパクトのある話し方が特に印象に残った。

講演2：個人情報保護法への対応ーシステム監査の視点からー

講　師：稲垣隆一法律事務所　弁護士
（ISMS主任審査員）稲垣隆一氏

報　告：No.6005　一村　義夫

個人情報保護コンプライアンスの体系図を用いて「個人情報保護コンプライアンスは、重層的かつ多元的である。」との詳しい説明があった。この重層性、多元性の故に管理責任者や監査責任者の仕事を難しくしているとの主張である。筆者の経験からもこの主張は、よく理解できた。

個人情報の保護のためのコンプライアンスの対象は、法律だけではない。個人情報保護法、JIS Q 15001、個人情報の保護に関する基本方針、各省ガイドライン、業界ガイドライン、自社プライバシーポリシー、情報主体保護法・守秘義務、情報資産保護法と種類が多くかつ重層的である。また、個人情報保護の有り様は、取引先が100社あれば、100様の有り様がある。すなわち多元的である。さらに、弁護士らしく個人情報保護民間一般法の構造について、実に分かりやすい説明があった。実務でも法の概念整理に役立つ。外部委託に際してのセキュリティレベルの可視化についての説明も適切である。

個人情報管理におけるシステム監査の役割については、保証型監査への指向に言及している。実現プロセスの明確な提示はないが、上場企業のシステム監査を預かるものとして気になる点である。現在、決算報告などで情報セキュリティなどのリスク情報の開示が進行中である。

＜資料概要＞

- ●個人情報保護コンプライアンスの体系
- ●個人情報保護民間一般法の構造
- ●「個人情報の保護に関する基本方針」閣議決定
- ●基本方針が示す個人情報保護法の内容は？
- ●各省ガイドラインの発表
- ●営業秘密の保護要件
- ●営業秘密保護ガイドライン
- ●個人情報保護の本質
- ●個人情報保護の意味
- ●個人情報管理とシステム監査室
- ●整備すべき体制
- ●責任論からみた安全対策の構築
- ●外部委託に際してのセキュリティレベルの可視化
- ●個人情報管理におけるシステム監査の役割
- ●個人情報管理におけるシステム監査への期待

講演3：「株式会社ローソンにおける情報システム監査への取り組み」～個人情報漏洩問題と情報セキュリティ管理体制～

講　師：株式会社ローソン　監査ステーション　ディレクター　宮下正博氏

報　告：No.1143　中山　孝明

私はシステム監査の最新動向や環境を確認するためこの講演会には毎年参加しています。今回受講した講演3の概要をご報告します。

講師からは先ず台風被害や地震被害に遭われた方々へのお見舞い挨拶の後、内部監査の実施状況、自社会員の個人情報漏洩問題、その後の取り組み、について次の通り説明がありました。

1. 内部監査（情報システム監査）の実施状況

監査組織は、1986年設置、人員8名、社内各部署経験者で構成。

目的とする内部統制システムの有効性の点検と評価とは「あるべきもの」と「あるもの」を比べ事実を明らかにすること。

ポイントは、開発段階は有効性や委託先管理、運用段階はバックアップ対策や委託先管理、資産管理はハード／ソフトウエアや貸与機器管理、ユーザ部門はマニュアル整備や入出力コントロール、セキュリティ管理はネットワークセキュリティや個人情報管理、など。

実績は、96年は情報資産の保護規定や機密区分明確化等の必要性、97年はネットワークセキュリティ対策、98年は外部への情報提供ルールと情報漏洩リスクへの統制システム確立、02年は情報セキュリティの管理状況、など。

2. 個人情報漏洩の概要

2003年6月発生、ローソンパスカードの会員情報56万人が漏洩、開発業務委託先の開発用コンピューターから流出、全会員115万人に詫び状と商品券（500円）送付、など。

影響は、経済的損失、社会的信用の失墜、カード加入促進への影響、会員・加盟店の反応、大量漏洩で常に事例として引用される、など。

対策は、顧客情報操作ルームに監視カメラ設置、指紋認証によるアクセス制御、委託先へのセキュリティ対策、など。

対策の推進は、個人情報保護委員会の設置、顧客情報の洗い出し、規定の制定、など。

3. セキュリティ管理体制の構築

管理体制の構築と教育のスピードアップ、実効性ある組織、専任組織「情報セキュリティオフィス」の設置、など。

4. 内部統制と内部監査

内部統制の概念、内部統制の重要性、内部統制と内部監査の関係、など。

5. まとめ

監査経験から、リスク感度が重要、リスク許容度は極めて低い、指摘事項の改善には大きなパワーが必要。漏洩の反省では、起こさないための努力が事前に本気でできるか、個人情報は金になる、事業活動における個人情報は両刃の剣、など。

（以上、講演の概略）

発生した個人情報漏洩についても時間を割いて説明がありましたが、一方で、実施されてきた監査テーマと時期は極めて適切で、私自身の経験からは先進的な監査実績であったと感じました。

また、随所で内部統制の重要性に力点を置き「内部監査は内部統制システムを評価すると同時に内部統制システムの機能の一環である」と述べた点も印象に残りました。

講師は資料最終ページに次の記事を添付しておりました。「いちばん大事なこと―養老教授の環境論」（集英社新書）」より「・・・なにも起こらないことはすばらしい・・・なにも起こらないようにすることは意外に大きな努力がいる・・・その努力が大切だと気づくのは何かが起こってしまってからである・・・」。

講演4：情報化社会の行方～ユビキタス社会の課題と活性化への展望～

講　師：東京大学　大学院　情報学環教授　西垣　通氏

報　告：No.6005　一村　義夫

情報化社会の行方について、いろいろな視座から話があった。ユビキタス社会について、楽観的な期待は持てない。ユビキタスの新しい製品・サービスには、必ずセキュリティの落とし穴がある。その対策費を消費者は、負担できない。消費社会にしても、消費者ニーズの多様化の流れに対して、メーカサイドは、まだ大量生産・大量消費の集中主義から脱皮できていない。ネット社会ということについても新しい消費者と生産者の共同参加などの形が出現しているが、大きな流れになっているものはない。日本人の特性を考えたとき、やはりサービスと物づくりが日本社会の発展のポイントになるのではないか。アメリカは、直線的な進歩／拡大主義を標榜し、競争が社会を進歩させるという信仰を持つ国だが、日本が「アメリカの階梯（階段、物事の発展の過程）」を上れば、社会不安

が増幅し、大きなコストを払うことになるのでないか。

筆者も、我々の生活、分けても老後の生活に密接に関係する政治の世界において、これからどういう日本にするのか、今より幸せになれるのか、多くの国民が納得できる明確なビジョンが示されていないという議論をよく聞く。西垣先生の話を聞いて、ユビキタス社会、情報化社会の行方についても現在の政治と同様な状況にあるとの印象を受けた。

なお、西垣氏は、2004年9月、講談社から「アメリカの階梯」1,995円(税込)という本を出版されている。進化とは、進歩とは、そしてユートピアとは何か。情報学の旗手である同氏がアメリカニズムの起源に迫る、瞠目の歴史思想小説ということである。同氏の考え方にさらに深く触れてみたいと思う方には格好の参考書ではなかろうか。

＜講演レジメ＞

1. ブロードバンドからユビキタスへ
・ADSLの普及
・光ファイバー網のもたらすもの
・ユビキタスブームは大都市だけでは駄目
・IT革命には50～100年かかる！？
2. ハイパー多極分散社会
・中抜きモデルの落とし穴
・東京一極集中の弊害
・大量生産／大量消費の集中主義からの脱皮
・情報流と物流を分ける
3. ネット社会とは
・会社／地域の共同体の崩壊
・隣人はよき市民かテロリストか
・オンライン共同体とオフ会
・消費者と生産者の共同参加
4. 日本人の得意技は何か
・コミュニケーションのモード：
局所的（以心伝心）と普遍的（マニュアル）
・二つの教訓：太平洋戦争　南米の日系移民
・職人としての米作農民
・日本人の標準的タイムスケール
・サービスと物づくりがポイント
5.「アメリカの階梯」を上るのか
・直線的な進歩／拡大主義
・競争が社会を進歩させるという信仰

会員が書いた文献紹介

IT実務ハンドブックシリーズ
「システム監査／情報セキュリティ監査　ハンドブック」

NPO法人日本システム監査人協会／NPO法人日本セキュリティ監査協会監修
株式会社ティーエムエス編　出版社：
(株)秀和システム　4,800円＋税
共著：(会員が「Ⅰ.システム監査編」と「Ⅲ.資料編」の執筆と編集を担当) 橘和尚道氏、鈴木信夫氏、石島隆氏、馬場孝悦氏、竹下和孝氏、小野修一氏、力利則氏、沼野伸生氏、大石正人氏

書評：No.555　松枝憲司

本書は新しいシステム管理基準・監査基準の公表を機会に，システム監査と情報セキュリティ監査との実践に参考となる事項を解説し、監査に役立つ各種資料を提供している。特に、法律、基準、ガイドラインなど重要な情報システム関連資料が、約1000頁にわたって集められている。インターネットで情報が簡単に取得できるようになった時代とはいえ、これだけの資料が一括して掲載されていることはありがたいことである。

また「システム監査編」と「情報セキュリティ監査編」ともに、コンパクトに各監査について、監査の進め方等について、整理・解説されている。

システム監査、情報セキュリティ監査の担当者にとってのハンドブックとしてのみならず、監査知識を体系的に学習されたい人にとっても効果的な学習書といえる。会員の方にとっては必携の書である。是非手に取っていただきたいと思います。

●本書の構成

Ⅰ.システム監査編
1. システム監査の理論と仕組み
2. システム監査

Ⅱ.情報セキュリティ監査編
1. 情報セキュリティ監査研究会報告書
2. 情報セキュリティ監査助言型監査ガイド(中間報告)
3. 個別監査項目策定のための技術的検証テンプレート
4. リスクアセスメント

Ⅲ. 資料編

【法令等】

・電子署名法・商業登記法・電子契約法・住民基本台帳法・不正アクセス禁止法・個人情報保護法・著作権法その他

【基準／ガイドライン等】

・情報セキュリティポリシーに関するガイドライン・情報システム安全対策基準・コンピュータ不正アクセス対策基準・コンピュータウイルス対策基準・ソフトウェア管理ガイドライン・個人情報の保護に関する基本方針・民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン・個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン・システム監査基準・システム管理基準・情報セキュリティ管理基準・個別管理基準策定ガイドライン・電子政府情報セキュリティ管理基準モデル・情報セキュリティ監査基準・情報セキュリティ監査基準実施基準ガイドライン・情報セキュリティ監査基準報告基準ガイドライン・電子政府情報セキュリティ監査基準モデル・地方公共団体情報セキュリティ監査実施手順・セルフチェックリスト・監査基準

【制度】

・システム監査企業台帳に関する規則

・情報セキュリティ監査企業台帳に関する規則

『リスクマネジメントがよ～くわかる本』

著　者：東京海上リスクコンサルティング株式会社著（代表執筆 指田朝久氏 No.155）

出版社：秀和システム

定　価：本体 2200 円＋税

書評：No.239　小野　修一

「リスクマネジメント」、よく耳にする言葉である。大規模災害、企業不祥事、凶悪犯罪、個人情報漏洩・・・、新聞やテレビでリスクマネジメントという言葉の報じられない日がないといってもよい。システム監査人であれば、システム監査とリスクマネジメントが密接に関係していることは、知識としては知っている。

しかし、「リスクマネジメント」の本質、具体的に何をどのようにマネジメントすることなのか、リスクマネジメントによって何がどうよくなるのかを、正しく理解している人は多くない。「企業活動においてリスクマネジメントが重要だ！」と口に出している人たちでも、その内容について問われると説明に窮してしまう人が多いのが実情である。

そうした人たちにとって、本書はまさに恰好の書である。本書は、リスクマネジメントに関して、以下のような章立てで、広範囲な情報を提供してくれている。しかも、図表やコラムなどを多く使って、タイトルにあるとおり「よ～くわかる」ように説明してくれている。

第１章　荒波を乗り越えるにはリスクマネジメントが不可欠

企業を取り巻く環境の変化などリスクマネジメントの必要性について説明

第２章　リスクマネジメントの実務

リスクマネジメントが経営の仕組みとして実施できているのはどういう状況かについて理想像の概要を紹介

第３章　日常のリスクマネジメント

リスクマネジメントをいざ実施しようとすると最初にぶつかる壁であるリスクの洗い出しについて標準的な手法を説明

第４章　リスクマネジメントシステムの各要素

リスクマネジメントシステムに関する規格であるJIS Q 2001の各要素について解説

第５章　危機管理の実務

突発的な事件・事故に遭遇した場合の危機管理の方法について解決のヒントを提供

第６章　コーポレートガバナンスとリスクマネジメント

経営としてのリスクマネジメントを考える際に必要な基本的事項を説明

本書は、最初から順番に読んで勉強してもよいし、知りたい項目をピックアップして調べるという使い方も有効である。会社でのリスクマネジメントの研修に利用してもよいだろう。

本書で対象としているリスクは、情報システムに関するリスクだけではない。企業を取り巻く、さらには社会におけるさまざまなリスクを含めて、個々のリスクに対する対策という切り口ではなく、企業などの組織体が取り組むべきマネジメントのあり方、すなわち組織活動における取組みについて述べている。経営者から管理者、担当者まですべての人たちが知っておくべき内容である。

本年10月に改訂された『システム監査基準』では、「システム監査は、組織体の情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段となる。」と述べている。システム監査の対象とするリスクは、情報システムに

まつわるリスクであるが、情報システムが組織経営と一体化したものであることを考えると、システム監査人は組織体におけるさまざまなリスクの存在、そしてリスクマネジメントについて、正しい知識を身につけておくことが、有効なシステム監査を実施する上でも重要である。本書をぜひご一読することをお薦めする。

なお、本書の代表執筆者である指田朝久氏は、当協会の理事であり、リスクマネジメント分野において長年の実務経験をおもちの方である。したがって、本書が極めて実務的な内容になっていることを、最後に申し添えておく。

「悩めるSEマネジャー119番」
上級SE教育研究会著　日刊工業新聞社刊
共著者:No.231　中谷正明氏

書評：No.283　松井秀雄

ＳＥマネジャーが実際に経験しそうな困難な状態に対していかに対処すべきかを、SE職種に熱い思いを抱く著者達が経験に裏打ちされた説得力のある対策を披露されている。タイトルの「119番」に因んで、119ケの話題がQ&A形式で書かれており、「マネジメント・リーダーシップのあり方」や、「部下の育成」・「組織運営上のリスク管理」をはじめSEマネジャーが現実に直面しそうな話題が適切に選ばれており、実効性の高い内容になっている。

「SEマネジャー」が読者として想定されているが、「次期SEマネジャー候補」が本書を読めば「SEマネジャー」の視点から日々の仕事を見つめなおすヒントを得ることができよう。本書で印象深いのは、選ばれている話題とその対策がどこの会社でも通用するよう汎用性のあるものになっていることである。また、限られた紙面では答えきれない話題については、適切な参考資料が示されており、更に深く勉強したい人には良い「呼び水」となろう。

「SEマネジャー」という仕事に真摯に取り組みたい人に是非一読を薦めたい好著である。

新事務所移転顛末記

事務局長　富山伸夫

はじめに

当協会の事務所は、1987年の協会発足以来ずっと間借りを続けてきましたが、今回漸く自前の事務室を確保することになりました。これまでの経緯を振り返り、新事務所移転までの顛末を報告します。

協会の事務所遍歴

初代の事務所は、初代の事務局長である鈴木信夫氏がおられた世田谷のＮＨＫ放送研修センター内の事務所で6年間お世話になりました。

二代目は、鈴木氏の転職を機に、当時の副会長牧野恭人氏がおられた産能コンサルティング（株）で引き受けていただくことになり、場所と事務機能を併せて委託し、同社の事業所の一隅で6年間お世話になりました。

三代目は、再び牧野氏の退職に伴い引き受け先を探したところ、元副会長の安本哲之助氏が関与しておられた情報システム監査（株）の蒲田にあった東京支店に移り、ここで約1年間お世話になりました。

四代目は、（株）日本システムディベロップメントの新宿本社の一室をお借りすることになりました。丁度ＮＰＯに移行し、公認システム監査人認定など様々な業務がはじまるところで、ここから始めて協会で独自に事務局体制を敷いて、3年を経過したことは会員各位のご存知のところです。

新事務所探し

既報のとおり（株）日本システムディベロップメント様の事務室整備のため本年中に移転することになり、協会としてはこの3年間で事業基盤も安定してきているので、今度は自前の事務所を確保する方針を固めました。

事務局メンバーで協議の結果、まずは適当な不動産会社を選定することとし、事務局長が知っていた三幸エステート（株）を推薦、了解されました。

つぎに会計担当理事に事務所費用負担の限度を確かめたところ、賃料共益費込みで月13万円以内との回答を得ました。広さは、今より若干広い7～8坪程度とし、探す範囲は、事務局メンバーの集合の便を考慮し、日本橋日比谷線沿線を中心にしようという方針を立てました。

ビルめぐり

上記の方針を不動産会社に伝え該当物件を出してもらうと、たちどころに30数件の候補リストが送られてきました。このうち10件あまりを視察、丁度良い所がなかったので、もう一度別のリストを出してもらい、都合2度にわたり人形町、茅場町、八丁堀、新富町のあたりで足を棒にしました。歩いてゆくうちに昨今のビ

ル事情がよくわかり、世相の一端に触れた思いでした。

事務所選定

候補3箇所を9月理事会に報告し、以後の選定及び契約について、事務局一任を取り付けました。

事務局メンバーで議論し、3箇所の内、堀留のマンションタイプの一室がよいとして、不動産会社を通して貸室申込みをしたところ、先方に断られてしまいました。理由は、連帯保証人を出せない所には貸せない、NPO はわけが分からん嫌いだ、うちは借金はないから条件は下げない、などなど、よほど何かで懲りたのか、取り付くしまもない有様でした。

そこで次の蛎殻町の所へ申込みをと、広さも条件面でも良いので、契約を進めようとしたところ、直前に待ったがかかりました。仲介会社の重要事項説明というものが法規で決まっているそうで、それに基づき不動産会社がビルの登記を調べたところ、ビルの担保権が最近整理回収機構に移されて競売の恐れがあるということです。競売では立ち退き・敷金回収不能となりかねない。不良債権処理の大波があちこち深刻なことを感じました。

改めてビル探しをすることとし、3～4箇所見た後、地下鉄茅場町駅近傍のビルに決めることとしました。ここも預金保険機構へ根抵当権が移されているとかですが、今時不動産で担保が付くのは普通だし、心配してもきりがないので、決断しました。

三幸エステート（株）の田中さんがよく面倒を見てくださり、感謝しています。

新事務所の概要

共同ビル（市場通り）6階65号室　広さ10.5坪、家賃共益費込み8万4千円，敷金45万円、契約金5万円

家主　共同施設（株）、約80棟所有

場所　中央区日本橋茅場町2－8－8

東西線茅場町駅より徒歩2分

引越し

引越し目標日を10月27日と決め、準備をはじめました。（株）日本システムディベロップメントでは事務所家具一式を含めてお借りしていましたので、今度は改めて一式新調することになりました。（事務机4、脇机2、書庫大2、少3、会議テーブル3、同椅子8、電子白板1、平机1）。

引越し荷物は、ダンボール44個、ロッカー1、PC3台，プリンタ2台、などです。

事務局メンバー総出で新宿と茅場町に分かれて作業しました。電話の移設、PC・プリンタの設定、通信テストなどは数日前から金子氏に調整してもらいました。

10月27日の午後5時頃には同階のご近所への挨拶も終わり、引越しは無事完了しました。富山が旅行から持ち帰った本場のシャンパンで打ち上げの乾杯をして、懸案であった自前の事務所開きをささやかに行いました。

新事務所利用方法

新事務所は、（株）日本システムディベロップメントの時と同様、常駐の事務員はおりません。週に3日程度事務局メンバーが交代で詰めることになります。このため、事務局メンバーと事務所での用務が多い担当理事がそれぞれに鍵を持っていて適宜入室して協会の事務処理をします。

事務室には8～10人までの打ち合わせ可能のスペースがあるので、研究会やプロジェクトの打ち合わせなどができます。担当理事を中心にこうした使い方が増えると思われます。利用したい方は直接事務局までご相談下さい。

新事務所住所

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町
2-8-8 共同ビル（市場通り）6階65号室
tel 03-3666-6341 fax 03-3666-6342

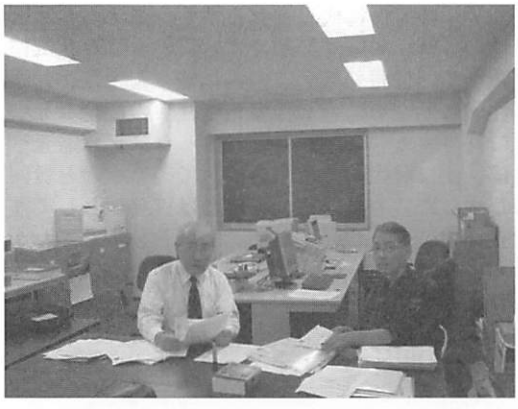

新入会員の声

No.1411 岡谷 亨

はじめまして。この度、SAAJに入会させて頂きました岡谷亨と申します。今年の春にシステム監査技術者試験に合格し、早速、入会させて頂いた次第です。監査経験はまだまだ少ないですが、システム監査・情報セキュリティ監査を実施されるお客様も増えていますので、これから実地経験を積んで監査スキルを磨き、お客様に喜ばれる助言型監査のできる監査人になりたいと考えています。来年、個人情報保護法が全面施行されるため、各企業が法対応に追われています。経済産業省のガイドラインでは、組織的安全管理措置として監査実施体制の整備が望まれる事項だと記述されていますが、安全管理措置や従業者の監督責任、委託先の監督責任を担保するのは監査しかないと個人的に考えています。システム監査の重要性がより広く社会に認知されるために、何がしかの貢献ができればと考えております。

ジェイアール東海情報システム株式会社

No.1414 伊澤 秀樹

SAAJの皆様、はじめまして。今春のシステム監査技術者試験合格を機に会員登録させていただきました。これまで情報システム畑に20年余り従事してきましたが、そのほとんどはメーカ側あるいはユーザ側でのシステム開発・運用中心の仕事でした。昨年度、勤務先で情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査登録に向けた業務に携わったことが「システム監査」に興味をもつ直接的なきっかけとなりました。

ご承知のとおり、昨今の社会情勢における情報システムの役割、重要性を考えると、セキュリティの確保に代表される情報システムの脆弱性の分析、対応は必須です。このような状況において「情報システムの信頼性、安全性、効率性、有効性を監査し、情報化社会の健全な発展に寄与する」ことを目的とするシステム監査は、正に時代の要求に合致しているものと賛同しました。とはいえ、私自身は実務面として監査経験に乏しく、また知識面においてもこれから多くのことを勉強して学んでいかなければなりません。今回皆様の一員に加えていただくことで、意見交換や情報の共有をさせていただければうれしく思います。また、すぐにとはいきませんが、協会の活動についても今後積極的に参画していきたいと考えています。まだまだ未熟者ではありますが、これからよろしくお願いいたします。

入会のご挨拶

滋賀県庁 IT推進課

No.1419 津田 博

現在、滋賀県庁IT推進課に所属しております津田と申します。職務は、各部署が行う情報システム調達のライフサイクル全般の支援です。情報システム化計画の策定、経費積算のチェック、RFPの作成、開発プロジェクト推進等の支援を行っています。課題は、個別システムの対応だけでなく、全体最適を狙った仕組みにすることです。システム調達面では、基準を作ること、尺度を明確化しステークホルダーに対する説明責任を果たすことが重要です。利活用面では、県民に対する利便性の向上、県庁内の業務効率化に資すること。さらには、業務改革への寄与ができれば、と思っております。これにはP・D・C・Aのマネジメントプロセスを回し、成熟度レベルを向上させる必要があります。「C」のプロセスではシステム監査が有効だと考えます。新システム監査基準が公表されたのを機に、具体的な取組みを展開したいと思います。さて、私は、以前勤務しておりました物流会社で「全体最適」の視点を学び、幹部からは経営者の視点を学ぶことができました。これらの学習経験を活かし、システム監査の実践に結び付けたいと考えています。皆様、どうかご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

システム監査に興味を持った理由

宇部興産（株）知的財産部

No.1421 岡本 和彦

はじめまして、この度システム監査人協会に入会いたしました岡本です。会社では知的財産部に所属し、知的財産情報管理を仕事にしております。この数年は、日本知的財産協会・研修会・入門コースで「知的財産情報」も担当しています。知的財産情報の仕事をしている関係で、情報学、情報検索も専門になりますが、商用データベース、商用特許管理データベースなどを使います。そういうことから、データベース検索技術者1級を取りました。情報学のスキルアップと、弁理士試験での選択科目免除を目的として、上級シスアド、技術士（経営工学部

門、数理・情報）にも挑戦を始めました。春の情報処理技術者試験でも弁理士試験の選択科目免除に有効なものはないか？と探しているうちに、システム監査技術者試験の存在を認識したのが入会のきっかけです。今後とも宜しくお願い申し上げます。

皆さん、こんにちは！

東京大学法学政治学研究科
法曹養成専攻２年
No.1422 崎山 強

崎山と申します。所属をご覧になると、多少の違和感があるかもしれませんが、厄年も近い39歳です。もともと税理士・行政書士でしたが、法律を本格的に勉強したくなって一大決心で大学院に入りなおしました。ITの方は、昨今では経営に欠かせない重要なツールであり、苦手ながら一生懸命勉強してきました。先日も広島の実務セミナーを必死に乗り切ってきたばかりですが、アットホームな雰囲気の中で、監査の奥深さに少し触れたような気がして、もっと勉強したいと思っています。今度実務セミナーが開催されるときはもう一度参加したいです。とりあえず、今は自分の畑を生かして、個人情報保護法あたりの基礎からしっかりと押さえていく所存です。監査はまったくの素人ですし、IT系の知識も不十分極まりない、監査人としてはどうしようもない私ですが、経営に関する知識、法律に関する知識だけは、少し自信があります。たぶんに異色な存在であるとは思いますが、なにとぞよろしくお願いします。

初心を忘れる事無く

No.1424 伊藤 徳之

伊藤徳之と申します。今春のシステム監査技術者試験合格を機会に貴協会へ入会させて頂きました。私は現職でネットワークシステムの提案、設計、構築業務のマネジメントに携わっております。仕事柄ネットワークのセキュリティやアクセスポリシーの最適化やシステムの信頼性向上について、さまざまな業種のお客様から相談を受ける事も多く、改善のため提案をさせて頂いております。近年、ネットワークシステムは社会の重要なインフラとなり、今後ますますその重要度が増して行くものと思われます。しかしその反面で確実に多種多様なセキュリティインシデントも発生しております。私はそのような現状をふまえ、よりレベルの高い業務を遂行するためにはシステム監査的な視野が必要であると強く感じ、資格取得に至りました。今後は貴協会を中心に継続的な勉強に励み、ネットワークセキュリティ分野の発展に少しでも貢献が出来る人材となれるよう、初心を忘れる事無く精進を続けて行きたいと思います。

よいタイミングで SAAJ に出会えました

（株）日本エル・シー・エー
MPC本部 GCD IT管理チーム
No.1425 富永 道也

はじめまして。富永と申します。主に社内およびグループ会社に対してのITインフラの企画・構築・運用等の仕事をしております。ここのところセキュリティに関する動きが勤務先でも活発になってくるとともに、これまで会計部門が導入・運用をしてきた財務系システムについての妥当性を見直すタイミングにも差し掛かり、社内のシステムを全体的に見直す必要が出てきました。そこで「システム監査」をキーワードにネットで情報収集してみたところ、SAAJの「システム監査・情報セキュリティ監査基礎セミナー」（大阪コース）が催されることを知り、それに参加させていただいたのがキッカケです。システム監査技術者試験を受験したこともないため、今後はセミナーや研究会に積極的に参加していきたいと思っております。また、技術に溺れず、全体性とか倫理を忘れることなく、Win-Winな関係を構築していきたいとも思っております。いろいろ教えてください。よろしくお願いいたします。

平成16年度第9回理事会議事録

日本システム監査人協会
平成16年10月13日（水）18：30～21：00　於：三井物産（株）会議室

出席者　橘和、鈴木（信）、小野、蓮見、和貝、木村、吉田、竹下、片岡、
沼野、仲、大石、金子、岩崎、松枝、市村、芳仲、力、馬場

1. 審議事項
(1) 事務所の移転に関する件
・前回承認された事務所の移転について下記に10月27日に移転することが報告され、承認された。
〒103-0025　中央区日本橋茅場町2－8－8　共同ビル6階
電話 03-3666-6341　FAX03-3666-6342（10／27開通予定）
・旧協会事務所の什器は日本システムデベロップメント（NSD）社の借用なので、必要な什器について事務局で調達することが承認された。
また、事務所移転に伴い住所印や封筒・パンフレット等についての対応については事務局が各担当理事と調整して進めることとなった。

(2) 継続教育要項更新の件
・2003年9月制定の継続教育要項に、2004年2月制定の「最低義務時間に達しない場合の取り扱い」を追加して新「継続教育要項」とする提案があり、承認された。

(3) 減価償却費の件
・プロジェクタ等の固定資産に対して減価償却費が発生するので、予算ゼロで会計科目を追加することが提案され、承認された。

(4) 期中監査の件
・9月12日の会計監査・システム監査の指摘事項については、善管義務や担当理事の負荷増大等も考慮して、事務局・会計担当で対応を検討することとした。

(5) 会計規定の講師謝礼の件
「個人情報保護監査研究会」主査より企画中のセミナーの講師謝礼会計規定の上限を超えることに関して承認の提案がされ、理事会での検討事項の範囲で担当理事に一任された。理事会検討範囲を超える場合は改めて提案いただくこととなった。

2. 報告事項
(1) 会計担当
・監査の指摘を受けて担当の分担を決めた。（支払担当は片岡理事）
・来年度より消費税が課税されるため、注意いただきたい。

(2) 個人情報保護監査研究会
・45名のメンバーがあつまり、12テーマのグループに分けて活動を開始した。
・個人情報保護監査の本の出版を企画している。
・2日間コース個人情報保護監査のセミナーを企画している。

(3) セキュリティポリシープロジェクト
・11月4日にメンバーがあつまり、原案を検討する予定。

(4) 法人部会
・自治体向けのセキュリティセミナーのDMを関東圏と法人会員がいる北海道支部、中部支部、中四国支部エリアの自治体に、支部経由でDMを発送してもらうよう手配した。近畿支部は、支部内で検討中であり、まだ発送手配をしていない。

(5) 会報
・81号が公認システム監査人特集で発行された。
・82号は支部特集を予定しており、11／15締め切り，12／初発行の予定である。

（システム監査基準・システム管理基準が公表されたので、利用しやすさを考慮して別刷等で扱うことの提案があり、検討することとした。）

(6) 月例研究会
・10月29日（金）に第107回研究会を以下の通り開催する。
（詳細は協会HPに掲載済み）
講師：経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ対策室
係長　大崎 友和 氏
テーマ：「経済産業省の個人情報保護ガイドライン　ー安全管理措置を中心とした解説ー」
場所：中央大学駿河台記念館520号室
・第108回は11月24日（水）に「e文書法」をテーマに開催する予定。
詳細決定次第、協会HPにて参加者の募集を行う。
・各支部に配布している月例研究会の映像テープについて、10月の月例研究会分から、希望支部にはデジタルテープで配付する。
デジタルテープの場合の費用増額分は当該希望支部負担とする。
また、破損等でテープの再発送を希望する場合の費用についても、当該希望支部負担とする。

(7) 認定委員会
・秋の公認システム監査人の応募は32名，補は22名で面接は10／下から11／初の予定。
・面接の32名は、東北1名，近畿10名，東京21名であった。
・継続教育実績報告からサンプリング調査を実施し、本部で確認できるセミナー参加者や申請時に証跡添付のあったものを除き、提出された実績の証跡を求めている。

(8) 広報
・「システム監査・情報セキュリティ監査ハンドブック」が10／末か11／初発刊の予定である。

(9) 事例研究会
・d社の監査が9／28の報告会で完了した。
・広島の実務セミナー（10／23－24）は受講者8名，講師は沼野理事，畠中氏
・来年2月の実務セミナーは2／10，11，17，18（木金木金）とはじめて平日開催。

(10) ホームページ
・公認システム監査人のHPに得意分野を追加した。

(11) 中部支部
・9月18日14:00－17:00　浜松市の研修交流センターにて例会を開催。
出席者は18名。会員による以下の発表が行われた。
「ディザスタ・リカバリ入門」（高間氏）
東海地震などの自然災害や、火災における情報システムの対応について、企業の事前準備は何をすべきか、大手ベンダーの動静はどうなっているのか等について、報告された。
「プライバシーマークへの遠い道のり」（茨木氏）
個人情報保護法の「圧力」から、中小ソフトハウスが認証に挑戦するようになった背景と活動を始めてどのような課題が降りかかって来ているか、現在進行している中で直面している生々しい課題が報告された。

(12) その他
・情報システム・ユーザ連盟のシステム監査講演会が10／26に開催される。
協会のパンフレットと法人部会の自治体向けチラシを配布する予定。
・JASAのセキュリティ監査人の認定制度と審査委員会制度について、和貝理事より報告があった。（現在JASA会員向けにパブコメ中）

以　上
議長　　橘和尚道
議事録署名人　馬場孝悦、小野修一

＜次回理事会開催予定＞
平成15年11月10日（水）18:30～
三井物産（株）16階金属C会議室（地下鉄大手町C5出口）

《公認システム監査人コーナー》
公認システム監査人名簿の公開と得意分野の追加掲載について

公認システム監査人認定委員会

当協会では、希望によりホームページに「公認システム監査人名簿（公開）」及び「システム監査人補名簿（公開）」を掲載していますが、平成16年度秋期募集から「得意分野」を追加して掲載できるようになりました。「得意分野」の掲載については、既に初回の受付を終了しましたが、今後も以下の方法により名簿の公開と合わせ掲載を行います。

1. 公開（掲載）できる項目（希望者のみ）

氏名、都道府県名、得意分野、ホームページアドレス（URL）とする。

なお、掲載する場合は、氏名、都道府県名は、必ず掲載する。

2. 得意分野の掲載

得意分野の掲載方法は、次のとおりとする。

(1) 得意分野3項目以内とする。

(2) 得意分野は業種、専門、実績、アプリケーション等とし、各項目とも全角15文字以内（句読点、括弧、カタカナ、促音、長音等も全角1文字）とする。

＜得意分野の例示：現在公開されている得意分野を参考＞

例示1：流通業（情報戦略）　例示2：金融（情報セキュリティ監査）

例示3：ISMS、個人情報保護　例示4：ネットワークのセキュリティ監査

例示5：会計情報、人事・給与システム

3. 申込方法

以下の内容のメールを作成し事務局に通知する。

(1) あて先　日本システム監査人協会事務局 (saajjk1@titan.ocn.ne.jp)

(2) 件　名　①公認システム監査人名簿の公開申込み

②システム監査人補名簿の公開申込み

③得意分野の追加掲載申込み（既に名簿が公開されている場合）

(3) 本　文　①氏名、都道府県名、認定番号（認定証内のKまたはHに続き6桁の数字。協会会報郵便物の氏名に沿えてある数字だけの協会会員番号ではないことに注意する。）

②得意分野（得意分野のみを追加する場合も、①の項目は必ず含める）

1行15文字、3行以内とする。(2.(2) のとおり)

・××××××××××××××　（全角15文字）

・××××××××××××××　（全角15文字）

・××××××××××××××　（全角15文字）

＜15文字を超過した場合は、16字以降切捨てる。＞

4. 申込み時期およびホームページへの掲載時期

(1) 申込み時期

申込み時期は、特別に設定しない。随時可能とする。

(2) ホームページへの掲載時期

掲載作業の都合上、原則として毎月末に締め切り、翌月上旬（1～2週間後）に掲載する。

広告

今、貴方は強く求められています

・優良監査法人
・システムインテギュレーター
・事業会社の社内システム監査
・その他

情報システムの目覚しい進歩により、システム監査技術者の必要性が各所でとても高まっております。

これを機会に今まで培われてきた専門性のステップアップ、形を変えたスペシャリズムの活用、異業界への転身を計ってみようと少しでもお考えの方、是非アクセスお願い申し上げます。

具体的な情報提供をいたしますと共に、意見交換の場を持たせて戴ければ幸いです。勿論、私共は国の認可の下で業務をしており、守秘義務が前提ですので、個人情報漏洩等一切ございません。

有限会社アライアンス　代表取締役　鳥井 和治
Tel/Fax 03-5228-2033　Mobile 090-1129-2364　alliance@ceres.ocn.ne.jp
〒 162-0822　東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 209
職業紹介業　厚生労働大臣許可　13 - 08 - ユ - 0489

第5回システム監査実務セミナー受講者募集のご案内
システム監査未経験の皆様へ
システム監査実務セミナーに参加し、システム監査の実際を体験してみませんか!!

＜今回は企業からの受講生派遣をよりし易くするため、平日を中心とした日程で開催！＞

NPO法人日本システム監査人協会では、設立目的のひとつである「システム監査人の実務能力の維持・向上」のため、下記の日程で第5回（平成17年度第1回目）のシステム監査実務セミナーを開催いたします。

このセミナーは、当協会が既に14回の開催実績を重ねる、「システム監査実践セミナー」（1泊2日コース）の内容を拡張・充実し、前半（1泊2日）、後半（1泊2日）の延べ4日間で実施する、日本で唯一の本格的なシステム監査実務セミナーです。

今回は、企業からの受講生派遣をよりし易くするため、平日を中心とした日程で開催いたします。

本セミナーでは、当協会事例研究会で実施したシステム監査普及サービスの事例を教材とし、実践で得たノウハウを会員の皆様と共有することを目標にしています。また、このセミナーを受講し、事後課題を提出頂きその内容が適切と判断された場合には、当協会が認定する公認システム監査人の必要なシステム監査実務を1年間経験したものとみなされます。

システム監査技術者試験には合格したもののシステム監査を経験されていない会員の皆さん、この機会を利用してシステム監査の実際を体験し、システム監査能力の向上を図りましょう。 非会員の方も大歓迎です。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

本セミナーは、以下の資格をお持ちの方の認定セミナーでもあります。

・**ITコーディネータ対応専門知識研修コース**
（1年度間上限なしで換算できる学習時間22時間。知識ポイント：5.5ポイント相当）
・**日本公認会計士協会の継続的専門研修制度におけるCPE認定研修（予定）**

記

1. 日　時　（前半）平成17年2月10日（木）～11日（金・祭日）
第1日目 10：00～20：00　第二日目9：00～15：00
（後半）平成17年2月17日（木）～18日（金）
第1日目 10：00～20：30　第二日目9：00～15：00
＊参加は、前半、後半の通しとし、どちらか一方のみの参加は出来ません。
2. 場　所　幕張OVTA（海外職業訓練センタ）
〒261-0021　千葉市美浜区ひび野1丁目1番地
電話番号：043-276-0211
3. 費　用　会員：　168,000円、非会員：　189,000円
（費用には、教材費、宿泊費、食事費、消費税を含みます。）
＊テキストとして日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル」（工業調査会　定価4,200円税別）が別途必要となります。

4. セミナー内容　事例研究会が実施したシステム監査普及サービスをケーススタディとして取り上げます。4～5人程度のグループにわかれ、監査依頼事項の確認、トップインタビュー、監査テーマ・監査計画の作成、予備調査、本調査、監査報告の実際を、4日間のセミナーを通し体験して頂きます。

5 講　師　事例研究会メンバーのシステム監査普及サービス経験者6名（予定）
講師は監査手順の解説・指導の他、被監査企業の社員の役割も演じます。

6. 募集対象者および人員
日本システム監査人協会会員（法人会員を含む）、
システム監査技術者試験合格者あるいは同等の能力を持つ方、
システム監査に従事されている方及び今後予定されている方
定員20名（最小催行人員10名）

7. 申し込み先　NPO法人日本システム監査人協会
システム監査実務セミナー　事務局担当　沼野伸生
※下記の参加申込書を記入の上E-Mailでお申込下さい。
(E-Mail：fwgc5762@nifty.com)

8. 申し込み期限　平成17年1月21日（金）

9. 問い合わせ　NPO法人日本システム監査人協会
システム監査実務セミナー　事務局担当　沼野伸生
E-Mail：fwgc5762@nifty.com

ＮＰＯ法人日本システム監査人協会

第5回システム監査実務セミナー参加申込書

年　月　日

①会員No.（法人会員の場合は法人名）：
②所属企業名：
③参加者氏名：
④資料送付先：
(住所) 〒
(宛名)
⑤連絡先　E-MAILアドレス：
(電話No.　FAX-No.　)
⑥請求書発行希望：　あり（宛先：所属企業名　／　参加者名）／　なし
⑦当協会主催の
システム監査実践又は実務セミナー参加経験：　あり（　年　月）／　なし
⑧システム監査実施経験：　あり　／　なし
⑨テキスト購入希望：　あり　／　なし

（テキスト：日本システム監査人協会編「情報システム監査実践マニュアル」をお持ちでない方には、市販価格の2割引(3,600円税込み)で頒布いたします。購入希望の方は、受講料にテキスト費用を加えてお振込下さい。）

個人新人会員

会員番号	氏　名	勤務先名	勤務先所属	支部/地域
1422	崎山　強	崎山税理士事務所		北信越
1423	蒲ケ原　茂	日本ユニシス株式会社	システムサービスマネジメント部 システム監査室	関東
1424	伊藤　徳之	アダムネット株式会社	技術サービス部	関東
1425	富永　道也	株式会社日本エル･シー･エー	IT管理チーム	近畿
1426	坂上　和子	日本ユニシス株式会社	システムサービスマネジメント部 システム監査室	近畿
1428	中田　和男	株式会社エスシーエイエヌ		近畿
1429	小島　康男			近畿
1430	山本　克己	株式会社　南都銀行	システム部	近畿
1431	藤森　守			近畿
1432	大久保利一	ビップシステムズ株式会社	営業事業本部	関東
1433	赤尾　幸俊			関東
1434	今野　匡	株式会社オリエントコーポレーション	検査部システム監査チーム	関東
1435	福原幸太郎	株式会社オリエントコーポレーション	検査部	関東
1436	碓井　真理	デジタルビジョンソリューション	DTV検証	近畿
1437	小野　稔	三井情報開発株式会社	OS本部	関東
1438	江口　陽春	株式会社アックス		関東
1439	小室　信二			中部
1440	深尾　明	株式会社　日本エル・シー・エー	MPC本部GCD-IT	近畿

《編集後記》

今回、はじめて会報の編集に参加させていただいた。膨大な分量に圧倒され、たいへんきつい作業であることを実感した。

このボリューム増の理由のひとつは、特集である支部の熱い思いのこもった報告にある。各支部のそれぞれ特色溢れる活動報告を読ませていただきながら、各支部の方々の努力に改めて感じいった次第である。東京に比べればはるかに厳しい環境での活動であると思われるが、その厳しさを逆手に取った各種の工夫、例えば他の団体との共同活動、メーリングリストでの真摯な議論、少人数であるがゆえの親密な交流等、東京地区在住のものとしてはたいへん参考になった。

もうひとつの理由は、新「システム監査基準」の制定や個人情報保護法の全面施行を目前に控え企業の対応が迫られている等、システム監査を巡る環境が急転回している昨今の状況にあると思う。システム監査がこれほど脚光を浴びたことはかつてなかったのではないか。今はまさに、システム監査人とシステム監査人協会が大きく飛躍する好機である。かかる時期に会報の編集に携わり、僅かではあるが協会運営活動の一部に参加できたことは、幸せであったと思っている。

なお、今回、新「システム監査基準」および「システム管理基準」を分冊として添付した。ご活用いただきたい。（藤野）

発行所　特定非営利活動法人 日本システム監査人協会
発行人　宮川　公男
事務局　〒 103-0025
東京都中央区日本橋茅場町 2-8-8
共同ビル（市場通り）6 階 65 号室
TEL. 03(3666)6341　FAX. 03(3666)6342
事務局メール：saajjk1@titan.ocn.ne.jp
ホームページ　http://www.saaj.or.jp/

※ 会員専用メーリングリストで様々な情報提供を行っています。ご加入は owner-saaj@mla.nifty.ne.jp にお問い合わせください。また受信アドレスの変更時も手続が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。

会報担当委員
竹下　和孝　池島　晃
富山　伸夫　須田　勉
吉田　裕孝　木村　陽一
仲　厚吉　藤野　明夫
力　利則　山田　正寛

※会員のみなさまからの投稿（連載、随筆等何でもOK）を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール：saaj-kaihoh@yahoogroups.jp